

電子監視に関する欧州評議会閣僚委員会の勧告と説 明的覚書

九州刑事政策研究会（訳）

石田，侑矢
日本学術振興会特別研究員(PD)

<https://doi.org/10.15017/4370937>

出版情報：法政研究. 87 (4), pp.284-228, 2021-03-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

電子監視に関する欧州評議会閣僚委員会の勧告と 説明的覚書

九州刑事政策研究会（訳）

はしがき

本稿は、2014年2月に開催された欧州評議会（Council of Europe）の第1192回閣僚代理会議にて採択された「電子監視に関する加盟諸国閣僚委員会の勧告（Recommendation CM/Rec（2014）4 of the Committee of Ministers to member States on electronic monitoring）」（以下、「本勧告」。）及びその説明的覚書を訳出したものである。なお、⁽¹⁾翻訳中の〔 〕内は、翻訳者が理解を助ける意図で内容を補完したものである。

欧州評議会はこれまで、加盟諸国に対して刑事司法及び少年司法制度に関する勧告を数多く行ってきた。⁽²⁾これらの勧告は、欧州評議会の加盟諸国に対してなされた

(1) 本稿では、欧州評議会のウェブサイトに掲載されている英語版 (https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016805c64a7及びhttps://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016805c6829) を基本としつつ、明らかに誤植と思われる箇所の内容の確定や訳語の選択等の必要に応じて、欧州評議会のウェブサイトから入手可能な冊子版 (Council of Europe (2015) *Electronic Monitoring: Recommendation CM/Rec(2014)4 adopted by the Committee of Ministers of Council of Europe on 19 February 2014 and explanatory memorandum*, Council of Europe) 及び脚注(2)に掲げた各資料を参照して、翻訳を行った。

(2) これらを翻訳した資料として、例えば次のようなものがある。第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会編『ヨーロッパの被拘禁者処遇—ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議』(悠久書房、1989年)；吉田敏雄「欧州刑事施設規則—2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号—(1)(2)」北海学園大学学園論集135号(2008年)95-114頁、136号(2008年)117-137頁；九州少年法研究会(武内謙治=斎藤司=石田倫織=相澤育郎)訳「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則—2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号—」法政研究76巻3号383-424頁(2009年)；同(大谷彬矩)訳「刑事施設職員のための欧州倫理規定—2012年4月12日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究83巻1・2号209-222頁(2016年)；同(大谷彬矩)訳「刑事施設における外国人被収容者に関する欧州規則とコメント—」法政研究83巻1・2号140-208頁(2016年)；同(大谷彬矩)訳「行刑局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメント—2003年10月9日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第23号—」法政研究84巻4号1069-1086頁(2018年)；同(大谷彬矩)訳「親が拘禁されている子どもに関する欧州規則—2018年4月4日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究86巻2号71-92頁(2019年)。

ものであり、その意味で我が国に直接的に影響を与えるものではない。しかしながら、日本は欧州評議会のオブザーバー国として、刑事司法改革を行う際の指針のひとつとして欧州評議会の勧告を参照することが期待される。

電子監視に関する研究については、我が国においても一定の集積がある⁽³⁾。しかし、かつて更生保護のあり方を考える有識者会議や法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会において電子監視の導入可能性が議論されたことがあるものの⁽⁴⁾、これまで我が国では、電子監視の導入に向けた本格的な議論、例えば一定の法案を伴う形での議論は展開されてこなかった。

かかる状況下において、現在、我が国ではGPSを用いた電子監視の導入が、ふたつの文脈において検討されている。ひとつは未決拘禁から被告人を解放する際の逃走防止の手段という文脈である。諮問第110号を受けて設置された法制審議会刑事法（逃走防止関係）部会（以下、「逃走防止部会」。）では、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための手段が議論されることとなっている。そこでは、保釈中に逃走した者に対する罰則の新設や、保釈中の者に対するGPSを用いた電子監視の導入が検討されている⁽⁵⁾。もうひとつは、性犯罪行為者に対する再犯防止措置という文脈である。2020年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議によって、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」⁽⁶⁾が決定された。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」は、性犯罪及び性暴力の「被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発

(3) 例えば、電子監視に関する近時の論考として、甘利航司「拘禁の代替策としての電子監視」刑法雑誌59巻2号239-257頁（2020年）；同「電子監視—『今まで』と『これから』—」犯罪社会学研究42号171-181頁（2017年）；川崎友巳「犯罪者の電子監視の50年：アメリカ合衆国の歩みと日本の議論への示唆」罪と罰55巻4号127-132頁等がある。

(4) 更生保護のあり方を考える有識者会議（2006）『「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して—』；法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第4回会議（平成19年2月5日）議事録。

(5) 「近時の刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

(6) 逃走防止部会第4回会議において配布された「検討のためのたたき台・その2（第1「保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策」）では、考えられる制度として、被告人に対するGPS端末の装着、立入禁止区域ないし立入許可区域の設定が挙げられている（<http://www.moj.go.jp/content/001327980.pdf>）（最終アクセス：2020年11月2日）。

(7) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」内閣府男女共同参画局ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf）（最終アクセス：2020年10月30日）

の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく」ための「第一歩」として位置づけられており、そこでは今後関係府省が取り組むべき政策等が示されている。⁽⁸⁾その中で、性犯罪行為者に対する再犯防止施策として、仮釈放中の性犯罪行為者に対するGPS機器の装着の義務付けが検討課題として挙げられている。⁽⁹⁾このように、現在我が国では、未決段階及び刑の執行段階（リエントリー）の両段階において、電子監視の導入が検討されている。

このような状況にある我が国では、とりわけ、1990年代から電子監視を導入し、これを積極的に利用してきた欧州評議会の加盟諸国におけるこれまでの電子監視の運用を踏まえて作成され、「国家機関が、関係する個人の権利を最大限尊重しつつ、刑事司法手続の枠組みにおいて様々な形態の電子監視を、適切かつ比例性を持ち、そして効果的に提供することができるよう、倫理面及び専門的な基準に関する基本原則を定めること」を目的とする本勧告を参照する必要性は、極めて高いというべきであろう。特に、本勧告では、刑事法領域において電子監視を利用する際に留意すべき基本原則に加え、電子監視の過程で得られたデータの保護、そして電子監視の執行に関与する職員が留意すべき事項といった論点が網羅されている。これらはすべて具体的な制度設計を行う上で重要な論点であるものの、我が国では本格的な議論がなされてこなかった部分である。その他の点も含め、本勧告は、電子監視の導入に向けた本格的な議論が展開されはじめた我が国に対して多大な示唆をもたらすものである。

（石田侑矢）

電子監視に関する加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec (2014) 4）

（2014年2月19日、第1192回閣僚代理会議にて、閣僚委員会により採択）

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条b項により、

欧州評議会の目的が、加盟諸国間のより強いつながりを達成することであることを

（8）「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」1頁。

（9）「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」3頁。

考慮し、

刑罰の執行の領域においてさらなる国際的な協調を発展させる必要があるとの合意に基づき、

かかる協調が、正義の促進、効果的な制裁の執行、そして法違反者の人権と尊厳を最大限尊重しつつ犯罪を減少させることに寄与するものでなければならないことを踏まえ、

自由の剥奪が最終手段として利用されなければならないこと、そして大部分の被疑者・被告人及び法違反者が、効果的に、そしてコスト効率よく社会内で対応されることができると同意し、

刑務所の過剰収容と刑務所人口の増加は、刑務所運営及び全体としての刑事司法システムに対する、人権及び効率的な刑事施設の運営の両観点からの主要な挑戦であることを繰り返し指摘する欧州人権裁判所の関連する判例法によって強調されているとおり、継続的な人口増加によって、人権と基本的自由の保護に関する条約（ETS No.5）第3条に調和しない拘禁環境をもたらす可能性があることを考慮し、

刑事手続の枠組内において利用されている電子監視が、自由剥奪の利用を減少させるのに役立つ一方で、社会内で被疑者・被告人及び法違反者を効果的に監視することを可能とし、それによって犯罪の防止に寄与することを認め、

同時に、電子監視下にある者及び関係のある第三者のプライバシーや家族生活に対する電子監視の潜在的な負の影響を減少させるために、電子監視テクノロジーがよく規律され比例的な方法によって用いられなければならないことを認め、

したがって、加盟諸国の政府が、この分野で立法を行い、政策を立案し、そして実践する際の指針を示すために、電子監視テクノロジーが提供される場合の制限、種

類、そして執行方法に関する規則が定められる必要があることに同意し、

さらに、裁判所、検察官、刑務所、プロベーション機関、警察、そして〔電子監視の〕装置を提供あるいは被疑者・被告人及び法違反者の監視を行う機関を含む国家機関に対して指針を示すために、効果的な電子監視の利用に関して、倫理的及び専門的な基準が策定される必要があることに同意し、

以下の欧州評議会の法的文書

一人権及び基本的自由の保護に関する条約（ETS No.5）

—条件付の量刑を言渡された者又は条件付釈放がなされた者の監視に関する欧州規則（ETS No.51）

—社会内制裁及び措置に関する欧州規則にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (92) 16）

—量刑の一貫性に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (92) 17）

—制裁及び措置の執行に関する職員にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (97) 12）

—刑務所の過剰収容及び刑務所人口の増加に関する加盟諸国閣僚委員会の勧告（Rec (99) 22）

—社会内制裁及び措置に関する欧州規則の実践の向上にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (2000) 22）

—条件付釈放（パロール）に関する加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (2003) 22）

—欧州刑事施設規則にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (2006) 2）

—制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec (2008) 11）

—欧州評議会欧州プロベーション・ルールズにかかる加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec (2010) 1）

—刑事施設職員のための欧州倫理規程にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（CM/Rec (2012) 5）

を考慮し、

- 非拘禁的措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）（Resolution 45/110）
- 女性被収容者の処遇及び女性の法違反者に対する非拘禁的措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）（Resolution 2010/16）
- 少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）（Resolution 40/33）
- プロベーション措置及び代替的制裁の監督を目的とする判決並びにプロベーション決定に対する相互承認原則の適用に関する欧州連合理事会枠組み決定（2008/927/JHA）
- 一時的な留置の代替策としての監督措置に関する決定に対する相互承認原則についての欧州連合加盟国間での適用に関する欧州連合理事会枠組み決定（2009/829/JHA）

に留意し、

加盟諸国の政府に対して、

- 関連する立法及び実務を見直す際に、本勧告の添付文書において規定された諸原則を適用すべく、すべての適切な措置を講ずること
- 関連する機関、とりわけ関連する省庁、刑事施設、プロベーション機関、警察、その他の関連する法執行機関、並びに電子監視の装置を提供する、又は刑事手続の枠組内において、電子監視下にある者の監視を行うあらゆる機関の間で、本勧告及びコメンタリーが確実に普及するようにすること

を勧告する。

勧告CM/Rec (2014) 4の添付文書

I. 概観

本勧告の目的は、国家機関が、関係する個人の権利を最大限尊重しつつ、刑事司法手続の枠組みにおいて様々な形態の電子監視を、適切かつ比例性を持ち、そして効果的に提供することができるよう、倫理面及び専門的な基準に関する基本原則を定めることである。

また、[本勧告は、] 国家機関に次のことを意識させることも企図している。すなわち、電子監視を利用する際に、社会内で被疑者・被告人及び法違反者と関わる適格な職員によって、彼らとの間で構築される建設的で専門的な関係性を弱体化させ、あるいは置き換えることのないよう特有の配慮がなされる必要があるということである。技術的な統制の賦課は、被疑者・被告人又は法違反者との既存の社会的及び心理的に有益な関わり方に追加して役に立つものとなりうるということが、強調されなければならない。既存の関わり方は、社会内制裁及び措置に関する欧州基準（Rec (92) 16）、制裁及び措置の執行に関する職員にかかるRec (97) 12、欧州刑事施設規則（Rec (2006) 2）、欧州プロベーションルーズ（CM/Rec (2010) 1）、そして、刑事施設職員のための欧州倫理規程（CM/Rec (2015) 5）によって規定されている。

II. 定義

「電子監視」とは、刑事司法手続の枠内において個人の位置情報、動静、そして特定の行動を監督する監視形態を指す一般的な用語である。現在用いられている電子監視の形態は、電波、生体認証、あるいは衛星追跡テクノロジーに基づいている。それらは通常、個人に装置を取り付け、遠隔によって監視することによって利用される。

法域によって、電子監視は次のひとつ又はひとつ以上の形で利用されうる。

- 刑事手続の公判前の段階
- 拘禁刑の執行を猶予する際の条件として
- 社会内での刑事制裁又は措置の執行を監督するための独立した措置として

- その他のプロベーションにおける介入と併せて
- 刑務所における釈放前の措置として
- 刑務所からの釈放に際して課される条件の枠内において
- 刑務所から釈放された特定のタイプの法違反者に対する集中的な指導及び監督措置として
- 刑務所内及び/又は開放刑務所の外周内における法違反者の動静を監督するための措置として
- 個別の被疑者・被告人又は法違反者から、特定の犯罪被害者を保護するための措置として

電子監視が拘禁刑の執行方法として利用されている法域では、そのように電子監視の下で拘禁刑を執行される者は、国家機関によって、被收容者とみなされている。

電子監視が刑務所、プロベーション機関、警察、又はその他適格な公的機関によって直接運営されている法域がある一方で、国家機関との契約に基づいて、民間機関が電子監視を運営している法域もある。

[電子監視のための] 装置を装着されている被疑者・被告人又は法違反者が、そのための料金を支払う必要がある法域がある一方で、国家が電子監視の費用を負担する法域もある。

少年の被疑者・被告人又は法違反者に対して電子監視が利用されうる法域もある一方で、少年に対してはこれを利用しない法域もある。

「被疑者・被告人」とは、犯罪行為を行ったと主張されている者又は犯罪行為を行ったとして訴追された者のことをいう。犯罪行為を行ったとして有罪判決を言渡された者は含まない。

「法違反者」とは、犯罪行為を行ったとして有罪判決を受けた者のことをいう。

「電子監視の装置を提供する機関」：通常は民間機関であり、かかる装置を生産、流通、販売、貸与、そして管理している機関のことをいう。

「電子監視の下に置かれている者の監督について責任を負う機関」：特定の期間、被疑者・被告人又は法違反者の位置情報、動静又は特定の行動を監督することを、権能を有する機関から委任された公的機関又は民間会社のことをいう。

「プロベーション機関」：法律によって定められ、法違反者に課された社会内制裁及び措置の執行について責任を負う機関のことをいう。その業務には、法違反者のソーシャルインクルージョン及び地域の安全を目的として、監督、指導そして援助を伴う様々な活動及び介入を行うことが含まれる。また、プロベーション機関は、国内の法的制度によって、次のうちひとつ又はひとつ以上の機能を果たしうる。すなわち、司法機関及びその他の決定機関が、情報に基づいた適切な決定を行えるよう情報提供や助言を行うこと、釈放や〔地域への〕再定着に備えるために、拘禁されている段階から法違反者に対して指導と援助を行うこと、早期に釈放される者に対して監督と援助を行うこと、修復的正義に基づく介入を行うこと、そして犯罪被害者に対する援助を提供することである。

さらに、プロベーション機関は、国内の法制度によって、「電子監視の下に置かれている者の監督について責任を負う機関」となりうる。

Ⅲ. 基本原則

1. 刑事司法の枠組内における電子監視の利用、種類、期間、そしてその執行は、法律によって定められなければならない。
2. 電子監視の賦課又は取消の決定は、司法機関によって行われるか、あるいは司法機関によるレビューを認めるものでなければならない。
3. 公判前の段階で電子監視が利用される場合、ネットワイドニングを引き起こ

さないよう特別な配慮がなされなければならない。

4. 電子監視の種類及びその執行は、期間及びその介入の深さについて、行ったとされる又は行った犯罪行為の重大性に比例したものでなければならず、[その決定に際して] 被疑者・被告人の個別的状況を考慮しなければならない。また、[賦課された電子監視の種類及び執行は、] 定期的にレビューが行われなければならない。

5. 電子監視は、それが課される決定によって甘受しなければならない程度を越えて、被疑者・被告人又は法違反者の権利と自由を制限する方法で執行されてはならない。

6. 電子監視の賦課及び種類、期間並びにその執行を決定する場合、被疑者・被告人又は法違反者が身を置く場所に存在する家族及び第三者の権利利益に対する影響を考慮しなければならない。

7. 電子監視の賦課又は執行に際して、性別、人種、肌の色、国籍、言語、地域、性的指向、政治的又はその他の意見、国家的又は社会的起源、財産、国家的マイノリティとの関連性、又は精神状態に基づく差別をしてはならない。

8. 電子監視は、それが執行される期間、[対象者を] 確実に監督し、犯罪を減少させるために、独立した措置として利用することができる。長期的な立ち直りを目指すためには、電子監視は、法違反者の社会的再統合を目的とするその他の専門的な介入及び援助的措置と結び付けられなければならない。

9. 電子監視の賦課に民間機関が関与する場合、対象者に対して効果的な処遇を提供する責任は、関連する国際的な倫理基準及び専門的な基準に調和した形で公的機関が負う。

10. 公的機関は、電子監視の提供に関与する民間機関について関連するすべての情報の透明性を確保しなければならない、また国民がそれについてアクセスできるように定めなければならない。

11. 被疑者・被告人又は法違反者が電子監視の費用を支払う場合、その金額は対象者の経済状況に見合ったものでなければならない、法律によって定められなければならない。

12. 電子監視の賦課及び執行に関連して収集されたデータの取扱い、利用及び利用可能性については、特に法律によって定められなければならない。

13. 電子監視に関連する決定の執行について責任を負う職員は、十分な人数が配置されなければならない。また、自らの義務を効果的、専門的、そして高度な倫理基準に調和する形で実践できるよう適切かつ定期的に訓練されなければならない。ここでいう訓練には、データ保護に関するものも含まれなければならない。

14. 電子監視の執行について責任を負う機関に対しては、国内法に調和する形で、定期的な政府による査察及び独立した監督のための手段が設置されなければならない。

IV. 刑事手続の各段階において電子監視を執行する際の条件

15. [電子監視を] 確実に法に適合したものとするために、国内法に調和する形で様々な措置がなされうる。特に、被疑者・被告人又は法違反者の同意及び協力が追求されうる。あるいは、[遵守事項違反を] 思いとどまらせるための制裁が設定されうる。

16. 公判前の段階における電子監視の実施及びそれによる介入の程度は、行つたとされる犯罪行為に比例していなければならない、また、逃走のリスク、司法妨害のリスク、公共の秩序に対する重大な脅威をもたらすリスク、あるいは新たな犯罪行為

を行うリスクについての適切なアセスメントに基づいて [決定され] なければならない。

17. 国内法において、[被告人が] 受けるべき最終的な制裁又は措置の全体の刑期を決定する際に、裁判官が、公判前の段階において受けた電子監視の期間を [最終的に決定された刑期から] 差し引くことができる手段が規定されなければならない。

18. 被疑者・被告人又は法違反者の動静を監督する電子監視を用いた被害者保護のスキームがある場合、被害者から事前に同意を得ることが必要不可欠であり、被害者が [電子監視の] 技術上可能なこと及びその限界について確実に理解することができるようあらゆる努力がなされなければならない。

19. 特定の区域を除き又は特定の区域に限定して電子監視を行う場合、かかる条件が、確実に地域における日常生活の合理的な質を損なうことがないように努力がなされなければならない。

20. 物質濫用 [のニーズを抱える者] が監視される必要がある場合、どのようなアプローチを用いるかを決定する際に、電子 [監視による] アプローチ及び伝統的なアプローチのそれぞれの介入や治療及び教育上の潜在的な効果について、考慮がなされなければならない。

21. 法違反者を住居に留め、その場所から離れる権利を付与しない電子監視は、可能な限り避けられなければならない。これは、対象者が一人で生活している場合には隔離されることによる好ましくない影響を避けるため、また、[そうでない場合には] 同じ場所で生活しうる第三者の権利を保護するためである。

22. 法違反者の釈放に向けた準備のために、そして罪種や法違反者の管理プログラムによっては、電子監視を、早期釈放が認められる事案数を増加させるため、ある

いは法違反者に対して刑務所外での作業又は開放刑務所への収容の可能性を与えるために用いることができる。

23. 電子監視は拘禁刑の代替として用いることができる。その場合の期間は、法律によって定められなければならない。

24. 必要がある場合、電子監視は刑務所からの早期釈放に際して用いることができる。その場合の期間は、残刑期間と比例したものでなければならない。

25. 刑期満了後の釈放後措置として必要な場合に電子監視が用いられるとき、その期間や介入〔の程度〕は、対象者、その家族、そして第三者に対する全体的な影響を十分に考慮した上で、慎重に決定されなければならない。

V. 倫理上の問題

26. 電子監視を課すかどうか、そしてどのような形でそれを執行するのかを決定する際、被疑者・被告人又は法違反者の年齢、障害及びその他の関連する特別な状態又は個別の状況が考慮されなければならない。

27. いかなる状況においても、電子監視装置が、被疑者・被告人又は法違反者に対して意図的に身体的又は精神的損害を引き起こし、あるいは苦痛を与えることがあってはならない。

28. 技術の進歩を考慮すべく、電子監視の利用に関する規則は定期的に見直されなければならない。そうすることで、被疑者・被告人又は法違反者及び影響を受けるその他の者の私生活や家族生活に対する不適切な介入を避けることができるからである。

VI. データ保護

29. 電子監視の利用を通じて得られたデータは、データの保存、利用そして共有に

関して、関連する国際基準に基づいた特別な規定によって規律されなければならない。

30. 犯罪捜査及び刑事手続の枠内におけるかかるデータの利用及び共有について厳格に規律する規定に対して、特に注意が払われなければならない。

31. かかるデータの取扱いの過失又は故意の悪用に備え、効果的な罰則が設けられなければならない。

32. 電子監視の装置を提供又は電子監視下にある者の監視についての責任を負う民間組織は、自らが所有するデータの取扱いについて同様の規則及び規定に服さなければならない。

Ⅶ. 職員

33. 社会内制裁及び措置に関する欧州規則（Rec (92) 16）、制裁及び措置の執行にかかる職員に関する勧告（Rec (97) 12）、欧州プロベーションルーズ（CM/Rec (2010) 1）、そして刑事施設職員のための欧州倫理規定（CM/Rec (2015) 5）に関する全ての規定が、関連する職員に対して適用されなければならない。

34. 職員は、被疑者・被告人又は法違反者と思いやりを持ってコミュニケーションを取り、技術の利用、対象者の私生活やその家族に対する〔電子監視の〕影響、そして技術を悪用した場合に生じる結果について、対象者が理解できる方法と言葉で説明できるよう、訓練されなければならない。

35. 被害者支援のスキームが電子監視の枠組内にある場合、職員は、被害者に対応することができるよう訓練されなければならない。

36. 電子監視の制度を構築する際、それぞれの利点を念頭に置きつつ、監視センターによって収集されたデータに対する、人間による対応と自動化された対応の両

方がそれぞれ有するメリットを、考慮しなければならない。

37. 電子監視の賦課又は執行を委任された職員は、定期的にアップデートされ、対象者に装着された装置の取扱い、利用、そして [それが与える] 影響について訓練を受けなければならない。

38. 装置が効果的及び適切に機能するよう、職員は、テクノロジーをインストール及びアンインストールし、技術的な援助を行えるよう訓練されなければならない。

Ⅷ. 市民との協力、調査及び評価

39. 一般市民は、電子監視の利用に関する倫理面及び技術面、被疑者・被告人又は法違反者の自由を制限する手段としての効果、目的、そして価値に関する情報を提供されなければならない。また、電子監視が被疑者・被告人又は法違反者に対する専門的な人的介入及び援助にとって代わるものとはなりえないという事実についての意識が養われなければならない。

40. 国家機関が、刑事手続における電子監視の利用についての倫理的及び専門的な側面に関して情報に基づく決定を行うことができるよう、調査、独立した評価及び監督がなされなければならない。

コメンタリー⁽¹⁰⁾

I. 概観

欧州では1990年代から電子監視が利用され始め、その利用は拡大している。[電子監視は] 専ら外出禁止命令や在宅拘禁のために用いられてきたが、被疑者・被告人又は法違反者の行動や動静を監視し、また立入禁止区域を設定し [そこへの出入りを] 監視することを可能とする新たなテクノロジー（例えばGPS）が現れ始めている。各国で電子監視に関する立法や政策が展開されており、欧州プロベーション組織は、この領域における欧州規則の発展を促進している欧州諸国のプロベーション

(10) 本文書は、閣僚委員会による確認を終えるまで制限文書として分類されていた。

ン機関と電子監視についての重要な対話を維持している。

この監視テクノロジーに関して多くの理解可能な恐れが表明されており、多くの欧州諸国のプロベーション機関は次のことを懸念している。すなわち、このテクノロジーが、社会内で被疑者・被告人及び法違反者と関わる適格な職員によって彼らとの間で構築される、建設的で専門的な関係性を置き換えるものとして利用されてはならないことを強調する必要があるということである。この点に関して、プロベーションが対象者の内的な統制を發展させることに寄与しており、つまり、[プロベーションは]対象者が攻撃性や暴力性、そして犯罪行為に対して抵抗する力を養うことに寄与するものである一方で、電子監視は対象者の外的な統制に寄与するために、権能を有する機関によって利用されるものであるということを強調することが重要である。そうすることで、電子監視はそれが利用されている期間の効果的な抑止装置ともなりうる。

電子監視は、特に、社会内制裁及び措置に係る欧州規則の実践の向上に関する勧告（Rec（2000）22）において、社会内制裁及び措置、さらに具体的にいえば外出禁止命令の執行のための手段として言及されている。また、欧州評議会による欧州プロベーションルーズは、電子監視に関する規則を含んでいる（規則58及び59）。にもかかわらず、第16回刑事施設長会議（2011年、ストラスブル）は、欧州評議会に対して、刑事手続における電子監視の利用を規定する、さらに詳細な倫理面及び専門性に関する基準を制定するよう特に要求した。本勧告は基本基準を定めるが、欧州評議会の加盟諸国は、効果的かつ人権に基づいた電子監視の利用を保障するために、勧告された諸原則を越え[た運用をす]ることを奨励される。

II. 定義

電子監視という定義は広く一般的なものである。なぜなら、それは単一のテクノロジー [によってなされるもの] ではないからである。コメントリーの付録において、現在用いられている電子監視の形態の記述的なリストを確認することができる。テクノロジーは急速に發展しているため、このリストは網羅的なものとみなさ

れてはならない。また、定義は、一般論として、電子監視が用いられ得る刑事手続の段階を反映している。欧州犯罪問題委員会（CDPC）からの特別な指示に従い、本勧告では、国内法がこの点に関してどのような立法を行うべきかということについては記述せず、かかる立法を行う際に基礎とされるべき基本原則を強調するに留まっている。加えて、本勧告は刑事施設内における電子監視の利用について言及していない。

上述した通り、電子監視は刑事手続の全ての段階で利用可能である。電子監視は在宅拘禁や社会内制裁及び措置の実施のためのツールとして、あるいは独立した措置として利用することができる（例えばイギリスでは、暴力的な行動を取る人物に対して、サッカーの試合のような、人が集まる場所から距離を取らせるためのツールとして、電子監視が利用されている。）。

電子監視は刑事施設内にいる被收容者の釈放準備のために利用することができる。例えば、刑事施設から釈放されるとき、刑事施設外で作業するとき、あるいは刑事施設外でソーシャルワーカーや将来の雇用主もしくはプロベーションオフィサーと面会するよう求められたとき [に電子監視を利用することができる]。

また、電子監視は、（例えば、訓練に参加するためや特定の依存症のための治療を受けるため等）一定の条件下において刑事施設から早期に釈放された法違反者の居場所や行動を監督するためのツールとしても利用することができる。

電子監視は、拘禁刑を受けた特定のタイプの法違反者（例えば、重大な性犯罪行為を行った法違反者）の居場所を監督するためにも利用することができる。

（ベルギーやフランスのような）一部の法域では、立法によって電子監視は拘禁刑の執行形態であるとみなされており、電子監視下にある者は被收容者としてそれに応じた取扱いを受ける。

イギリスでは、近年次のような傾向が見られる。すなわち、(入札手続を経た上で業務を行っている) 同一の民間会社が、民間刑事施設の運営、電子監視下にある者の監督、被収容者の移送、そして(ごく最近始められたばかりであるが) 取調べを行うことを許可する傾向である。このことの結果として重要な倫理上の問題が生じているということは指摘されなければならない、このことは慎重に検討されなければならない。

ベルギーやフランスなどの一部の法域では、電子監視は拘禁刑の執行形態とみなされているため、その執行に関する特別規定 [の適用] は裁判所の判決の中に含まれる。したがって、電子監視下にある者は被収容者とみなされ、その人員は全体としての刑事施設への被収容人員に含まれる。彼らは現実的には社会内で監督を受ける法違反者のような経験をするが、彼らが服すべき規定は一般の被収容者に適用されるものである。このことは、例えば電子監視に伴う要求を果たさない場合には、司法判断を経ずに刑事施設に呼び戻されうるということを意味している。

行刑に関する業務を行う機関が電子監視を担う国家もあれば(フランス及びスペイン・カタルーニャ州)、プロベーション機関が担う国家(ベルギー、デンマーク、オランダ、スイス、トルコ)、あるいはプロベーション機関と警察が協働してこれを担う国家もある(イングランド、ウェールズ及びスウェーデン)。内務省(イタリア)や、対象者が少年の場合には少年司法機関(イングランド、ウェールズ)というように、一部の国家ではその他の適切な国家機関が電子監視を担う。電子監視の全体的な運営は公的機関が行う一方で、実施は業務契約に基づいて民間機関が行う国家もある(イタリア、イギリス)。オーストリア、バーデンブルテンベルグ州(ドイツ)、そしてオランダでは、電子監視は、司法省と契約した非政府組織(NGO)によって運営されるプロベーション機関によって実施される。ロシア連邦では、電子監視は刑の執行を担う機関によって実施される。

本勧告に含まれる規則が、国家機関に対して、そして電子監視の執行に関わる権能を有する公的機関、民間会社、並びに私人に対して向けられたものであることを

強調しておかなければならない。

欧州評議会加盟諸国の大多数の国々では、電子監視の利用にかかる費用は国家が負っている。一部の国家では、被疑者・被告人または法違反者⁽¹¹⁾がその利用にかかる費用を支払う（スウェーデン及びイギリス）。後者は元々、単に装置の費用の支払い[を求めるということ]を理由として正当化されたが、スウェーデンでは、最初から[対象者が支払った]費用は犯罪被害者に対する補償のための基金に帰属していた。このことは、電子監視が公衆からの正当性を得ることに寄与した。このような費用の支払いを求めることの背景にある理由づけがいかなるものであったとしても、法違反者の支払い能力が考慮されなければならず、処遇の平等原則に適用よう、被疑者・被告人又は法違反者が支払いを免除される場合に備えておかなければならない⁽¹¹⁾。

少数の国家では電子監視が少年に対して利用されているが、大多数の国家では、この装置は少年に対して適用できないと考えられている。この点について、欧州評議会が加盟諸国の権力機関に対して、継続して次のように伝えてきたということが指摘されなければならない。すなわち、法律に抵触した少年は脆弱[な存在]であり、人格や成熟性が未だ発達している[段階にある]ため、成人とは異なって取り扱われなければならないということである。したがって、[少年に対しては]教育や訓練、そしてモチベーションを高める[方法]に基づいた介入手法が体系的に用いられなければならない。電子監視をこれらの年齢層の者に対して利用する場合には、その期間や少年及びその家族、そして第三者に対する侵害[の度合い]をより適切に適用するために、電子監視の利用前と利用中に、この装置がもたらす影響についての注意深いアセスメントがなされなければならない。この措置と、少年の人格や犯罪行為に関わらないようにするための能力を発達させることを企図するその他の介入とを調和させるための努力がなされなければならない。

(11) 社会内制裁及び措置に関する欧州規則にかかる加盟国閣僚委員会の勧告（Rec (92) 16）規則 69（「原則として、執行にかかる費用を法違反者が負うこととされてはならない。」）参照

Ⅲ. 基本原則

規則 1

欧州刑事施設規則及び欧州プロベーションルーズにおける場合と同様に、「法律」という用語は、電子監視に関する論点を規定する、国内のあらゆる文章（国内議会によって成立された法律、政令、法律によって規定されるもの、社会内における規則、そして内部規則等）のことを指す一般的な用語としてここでは用いられている。これには法規定を敷衍する政策文書も含まれている。そして、電子監視に関しては、技術上そして場合によっては手続上の煩雑さによって、その文章の意味が全ての関係者にとって明白でない場合がある複雑な文書となることがある。[そのため、] 量刑を言渡す権能を有する機関に対して、電子監視の技術的側面及び引き起こされると予想される実践的な結果について、適切に説明するための努力がなされなければならない。[なぜなら、彼らは] そうしなければ電子監視の技術的な限界やそれがもたらす社会的な影響についてなじみがない可能性があり、そのため電子監視が司法上及び行政上の介入としても潜在的な可能性を過小評価する可能性があり、また、[他方でこれを] 過大評価することがめったにない可能性がある [からである]。次の点も同様に重要である。すなわち、電子監視の執行に関与する刑事施設職員、プロベーション職員そして警察職員が、電子監視が必然的にもたらす結果について理解していること、そして被疑者・被告人及び法違反者が、電子監視の [執行に関する] 遵守事項がどのようなものであり、またどのようなことが遵守事項違反を形成するのかを理解していることである。特別規定が定められなければならない場合を決定することは、国家機関に委ねられる。最も重要なのは、法的に明確であることと、[電子監視によって] 影響を受ける者に対して法的保障と、その権利が侵害された場合に [電子監視を付す] 決定に対して異議を申し立てる手段を与える必要があるということである。

規則 2

電子監視を賦課する又は取消す決定の在り方を規定することは、国家機関に委ねられている。[電子監視の] 賦課は、裁判所の判決に統合される場合や、検察官や制裁又は措置の執行を担う裁判官、刑事施設、又はプロベーション機関によって決

定される場合がある。ここで重要なのは、刑事施設やプロベーション機関を含む行政機関によって「電子監視を賦課する」決定がなされた場合に、関係者が効果的な司法審査を利用することができることである。司法審査は特定の司法機関、パロール委員会又はオンブズマンによってなされる場合がある。パロール委員会が自ら電子監視の賦課又は取消を行う場合、その決定はその後司法機関によって審査可能なものとされなければならない。次のことが指摘されなければならない。すなわち、ほとんどの欧州諸国では、電子監視は、公判前の段階又は量刑の段階では、司法機関によって課されるその他のプロベーションに伴う制裁又は措置と併せて賦課されている一方で、電子監視を利用した早期釈放のスキームの多くでは、電子監視を認める決定及びそれを取消す決定が、第一には、司法機関ではなく行政機関によって行われるということである。

規則 3

電子監視は個人の自由を制限する効果を有するため、通常、被疑者が公判前の段階で勾留されている場合の代替措置として利用される。一部の法域では、電子監視は公判前の段階で、在宅拘禁、外出禁止命令又は一定の場所あるいは国内から出ることを禁止するための手段としても利用されることがある。電子監視には常にネットワイドニングの危険性⁽¹²⁾があり、これを独立した措置として利用する場合には特に「その危険性がある」。これは、部分的には、法域間あるいは法域内においてさえ、電子監視を課すのにもっともふさわしい被疑者・被告人のリスクレベルについてのコンセンサスがなないためである。電子監視を伴う外出禁止命令又は在宅拘禁が、被疑者・被告人とその家族に対して負担を課すものであることは研究によって明らかに示されているけれども、実務では、電子監視はリスクの低い者に対してのみ利用されている。これは、実務では単に電子監視が便利な追加的な統制手段としてみなされているためである。特に、一部の公判前の事案では、司法機関は、逃亡や司法妨害のおそれがないため通常であれば勾留されないであろう被疑者に対して、電子監視を賦課している。このことは、特に費用や人権侵害の観点から、公判前の段階（又は量刑の段階）のいずれにおいても、奨励されるべきではない。

他方で、一部の国家では、被疑者・被告人が、電子監視の性質上〔対象者やその家族に対して〕課されることになる負担について対処することが難しい場合、被疑者・被告人とその家族に対して援助と支援を提供するために「保釈支援プロジェクト」が利用されており、この運用によって、公判前の段階において、そうでなければ勾留することが適切であると考えられうる被疑者に対する電子監視の利用が増加している可能性がある。

規則 4

電子監視を伴う制裁における比例性の意味は複雑である。なぜなら、テクノロジーが非常に柔軟かつ様々な方法で、そして様々な法的枠組みにおいて、幅広い措置と併せて用いられることがあるからである。これらはすべて個別の法違反者が

- (12) 「ネットワイドニング」という用語は、通常、立法者や政策立案者又はその他の刑罰改革者が元々意図していた規模を越えて、一定の措置が執られるための敷居を越えない犯罪や低リスクの法違反者に対して制裁措置を利用することを意味する。法律又は政策の中で拘禁の代替策として（量刑又は勾留段階において）[利用されることが] 元々意図されていた措置が、[これらの代替策が利用されなければ] 拘禁の危険性に着目しない法違反者又は被疑者に対して利用される場合、ネットワイドニングが生じているとすることができる。通常、これは意図しないものであって、望ましくないものであると理解されており、そのため [ネットワイドニングという] その用語は、常に非難の意味を含むものとして利用されている。しかしながら、刑罰改革者、立法者、政策立案者、そして量刑を言渡す者の間にはかなり頻繁に、ある措置又は制裁が敷居に対して適切に設定されているかという点について職業上又は哲学上の相違が見られる。また、量刑を言渡す者の一部は、当該被告人を刑務所に収容することを検討していない場合においてさえ、それが特定の法違反者（あるいは特定の種類の法違反者）にとって適切であるとして、敷居よりも下に位置する [被告人に対して] 拘禁に代わる制裁的な代替策を利用することがある。典型的には、そのような量刑を言渡す者は、自身 [のしていること] が「ネットワイドニング」であるとは考えていない。[このことについて] おそらく彼らは単に、電子監視を伴う外出禁止命令（その他の措置を伴うかどうかにかかわらず）は多目的に利用できるもの、又はそうでなければ施設に収容されるであろう法違反者にとって唯一残された便利な措置又は制裁であると述べるであろう。実際一部の国家では、[他の措置等と] 併せて課される場合においてさえ、電子監視は拘禁のリスクがなかったはずの法違反者を社会内で監視するための便利な形式として利用されている。外部から見ればこれはネットワイドニングであると考えることができるが、彼ら自身はそのように理解しないであろう。ここで前提となっている国家では、どのような電子監視を適切に利用すべきかについて、次のような形で、刑事司法内におけるそれぞれの集団間で相異なる見解が常に示されている可能性がある。すなわち、ネットワイドニングはほとんど客観的な要素ではなく、それはどのような措置又は制裁が利用されるべきかという点についての一定の先入観に基づく判断にすぎないという見解である。

- (13) Vanhaelemesch D. and Vander Beken T. (2012) "Electronic Monitoring: convicts' experiences in Belgium" in *Social Conflicts, Citizens and Policing*, Government of Security Research Paper Series (GofS), Series 6, Antwerp.

この制裁又は措置をどのように経験するかという点に影響を与える。制裁の全体としての期間は比例性にとって明らかに重要であるが（そして期間の上限は法律において規定される必要がある）、その経験〔が対象者に対して与える〕強烈さや負担、そして厳しさは、それがどのくらいの期間続くかという点だけでなく、そして決定的に、毎日電子監視がどのように行われるかという点によっても非常に異なり得る。外出禁止命令や在宅拘禁を行う際に用いられるRF型電子監視（Radio Frequency Electronic Monitoring）の場合、24時間監視が行われるわけではない一方で、昼夜間の電子監視は、議論の余地はあるかもしれないが、法律によって12時間を上限とし、実務においてはさらに制限が緩くなる外出禁止命令よりも厳しいものである。例えば、〔外出禁止命令の場合は〕一週間のうち対象者の勤務時間に合わせて、その週の別の日に外出禁止の時間を変更することが厳密には可能であり、したがって法的に可能である。電子監視を用いた拘禁にかかる日常的な負担が長期に及び、そして集中的なものになればなるほど、その制裁は厳しいものになりうる。短期間の完全拘禁（3カ月を上限）は長期間のそれ（12カ月以上）よりも耐えることができるものである可能性があり、〔このことに鑑みれば〕電子監視という制裁〔が課される期間〕が長期化すればするほど、遵守事項違反がないことを継続して期待できる場合には、日々の〔電子監視による〕拘束時間を修正可能なものとするのがより望ましい可能性がある。これらのうちいずれが—短期間の集中的な制裁か長期間のより緩やかな制裁か—特定の犯罪行為により比例したものであるかは、それぞれの法域において考慮すべき問題である。

電子監視のそれぞれの執行方法を考慮すると、比例性に関する問題はより複雑になる。GPSによって法違反者の動静を数か月間継続して確認することは、同じ期間の電子監視を伴う在宅拘禁よりもより負担の大きいものなのだろうか。それとも負担の少ないものなのだろうか。立入禁止区域を設定し、対象者の大まかな位置情報に対する継続した監視のない状態で、〔当該禁止区域に侵入したかどうかの〕監視を行うことは、GPSを用いた位置情報の確認よりも、より侵害の度合いが少ないものなのだろうか。それとも、〔立入禁止区域の設定は〕市民の公共空間の利用に対して制限を課すものであることを理由として、より侵害の度合いが大きなものな

のであろうか。特にGPSを用いた電子監視を賦課する決定は、第一には、比例性の考慮による規制を受けない可能性がある。また、公衆保護と電子監視のそれぞれの形態が犯罪の減少に与える実践的な効果は、量刑を言渡す機関によって考慮されることが予定されている。[電子監視という] これらの介入に対する正当な制限を定めておくこと、特定の犯罪行為や法違反者との関係における比例性、[電子監視が] 現実にもたらす制限について理解すること、そして対象者が自身の家族や雇用状況を心に留めつつ受けている、電子監視がもたらす負担の程度 [に配慮すること] が必要不可欠である。

規則 5

電子監視に付す決定を行う場合、電子監視を利用する目的を定め、この目的に合わせて、期間を含む制限を調整する必要がある。量刑の段階で、又は刑事施設からの早期釈放プログラムの構成要素のひとつとして電子監視が利用される際のその一般的な目的が、[社会への] 再統合と立ち直りに寄与することであるとすれば——そうであるべきなのであるが——、電子監視は、法違反者が適切で関連のある支援にアクセスする可能性や、又は地域で生活する上で彼らが善良で法を遵守する市民になる動機として作用することから利益を得る可能性を制限するかたちで執行されてはならない。電子監視を実施する機関は、全体としての電子監視の期間と対象者が毎日自宅で過ごしなければならない時間、そして/又は立入禁止区域の規模を、より広い [社会への] 再統合の目的と結び付けなければならない。そして、この結びつきは法違反者に対しても明確でなければならない。電子監視は本来的にそれ自体として [社会への] 再統合 [を促進する] 措置ではないけれども、[電子監視の枠組みにおいても] 法違反者に対して、[社会への再統合を促進する] そのような措置に参加し、これによって利益を得る機会を与えることは許容しうるのである。

公判前の段階で有罪判決を言渡されていない者に対して電子監視を利用する場合、[社会への] 再統合に関する考慮がまったくなされなくなる可能性があり、また、法違反者が社会内において有益な機会やリソースにアクセスすることを可能とする動機付けも弱まる可能性がある。一部の欧州のスキームでは、公判前の段階で電子

監視を伴う24時間の在宅拘禁が課されることがある [けれども、そこでは]、勾留が極めて制限的 [な形で行われるの] でない限り、司法機関がそのスキームを勾留に代わる代替措置として利用しないということも十分にあり得る。かかるスキームでは、一定の状況下（例えば医療上の緊急時又は家族の葬儀）では、「外出許可」が（通常行政機関の裁量において）認められるが、これらは必ずしも、被疑者・被告人が、彼らの長期的な福祉や立ち直りのために要求されうるある種の社会とのつながりを維持することを十分に可能としているわけでない。電子監視は、より自分に適した環境において、家族の側で、そして国家にとってはより低予算で、隔離 [されるという] 経験を再現することで、[対象者がそのような形で] 拘禁 [を受ける] 経験を創出するためだけに用いられることがありえるけれども、電子監視が、そうでなければ社会内において建設的な生活を営んでいた被疑者・被告人（及び法違反者）に対して監視と統制の要素を付加する可能性を大いに内在させていることを前提とすれば、[電子監視の] この利用方法は最善のものではない。

規則 6

電子監視を伴う在宅拘禁は、社会内での監督のその他の形式の場合よりも、法違反者が拘禁される世帯の他の人々に対して影響を与える。これには、対象者の両親、パートナー又は子ども、そして時には対象者の祖父母又はその他の親戚が含まれうる。電子監視を利用するかどうかを決定する際には、被疑者・被告人及び法違反者がその他の同居人に対して与えるであろう影響、特に家庭内暴力の可能性について、又は [電子監視によって] 強制的に [物理的・関係的に] 近くなることによって緊張関係が強まる可能性についての適切なりスクアセスメントがなされることが必要不可欠である。また、成人の同居人に対して関係機関が次のことを確認することも必要不可欠である。すなわち、[自らの居住空間に、] 電子監視が課された者が存在すること、及び電子監視の装置を設置することについて同意するかどうか、そして見解や状況が変わった場合（対象者がその場所に居住することができなくなり、可能であれば別の住所での監視といった代替的な手配がなされなければならない場合）には、その同意を撤回することができることである。広範囲の研究によって、法違反者が禁じられている自宅外での [活動を代わりに行うことで賦課される]

追加的な負担（買い物や子どもの学校へのお迎え等）を強いるという形で、また電子監視を課されている者が外出禁止の時間帯に確実に自宅にいるよう特別な努力をするという形で、[電子監視対象者の] その他の家族が、被疑者・被告人及び法違反者の拘禁に強く関与するようになることが明確に示されている。⁽¹⁴⁾ 電子監視を課された両親は、自宅外での子どもの活動に参加することができない場合もある。場合によっては、彼らは庭で子どもと遊ぶことすらできない（庭が監視区域外である場合）。その他の家族が自らの社会生活を自粛し、自宅内に留まることがありえる。なぜなら、法違反者が外出することを認められていないため、家族は自らが自由に移動することができることについて、対象者に孤独や憤りを感じてほしくないからである。家の大きさは、電子監視が課される経験の質に影響を与えうる。狭い家では、家族は緊張が生じた場合でさえ互いに避けることができない。[そのため家族の誰かが電子監視を課されている状態でそのような状況が生じた場合、] 外に出て、落ち着くためにどこかに行くという負担は、常にその他の家族が負うことになる。なぜなら、[電子監視を課された] 法違反者がそうすれば、[遵守事項に] 違反してしまうからである。これらはすべて、電子監視が、できれば24時間の在宅拘禁を行うために利用されるべきではないということを補強する根拠である。つまり、電子監視を伴う24時間の在宅は、[これが課される] 法違反者に対してと同様、場合によってはそれ以上に、家族や第三者に対して負担を強いるものであり、そのため家族や第三者に対して不公正な「負担を課す」ものであると考えられる。電子監視という形での閉じ込めによって家庭内で緊張が生じたり、又は増強されたりすることに鑑みて、多くの法域では家族に対してその経験を乗り越えるための支援が提供されており、[それによって] これらの居住環境が崩壊するのをできる限り防ぐことは、司法機関及び刑執行機関の利益に「も」適っている。

(14) Gainey R. R. and B. K. (2000) "Understanding the Experience of House Arrest with Electronic Monitoring: an analysis of quantitative and qualitative data" in *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology* 44(1) 84-96; Martinovic M. (2007), "Home Detention; issues, dilemmas and impacts for detainees co-residing family members" in *Current Issues in Criminal Justice* 19(1) 90-105; Martin J. S., Hanarahan K. and Bowers J. H. (2009), "Offenders' perception of house arrest and electronic monitoring" in *Journal of Offender Rehabilitation* 48, 547-570; Vanhaelemesch D. and Vander Beken T. (2012), "Electronic Monitoring: convicts' experiences in Belgium" in *Social Conflicts, Citizens and Policing*, Government of Security Research Paper Series (GofS), Series 6.

規則 7

本規則は、欧州人権規約（ECHR）14条及びその他の多くの関連する国際的な法的文書に従う非差別のための一般的な規定である。その狙いは、ここで掲げた理由に基づくあらゆる差別を禁じる必要性を強調することである。本規則に加えて、場合によっては積極的差別 [を禁じるための規定を設ける] 必要がある場合がある（規則27参照）。精神状態を理由とする差別の防止に関連して、本規則は、精神障害を有する者を電子監視の対象から自動的に除外すべきでない旨を勧告している。

規則 8

決定的なものではないけれども、電子監視はその期間中、犯罪行為を抑制するが、その期間を越えるとそうでないことを示す調査による適切なエビデンスがある⁽¹⁵⁾。このことは抑止に関する理解と調和する。つまり、電子監視は、違反があった場合にそれを発見するリスクを増加させ、また、さらなる制裁 [が賦課される] リスクも増加させる。もしも、抑止と即座の短期的な予防のみを求めるのであれば、例えば有罪判決を受けたフリーガンを夜間や週末の試合から遠ざけたいのであれば、独立した電子監視を伴う外出禁止命令は [その効果を発揮するかたちで] 利用することができるであろう。しかし、もしもフリーガンの全体としての暴力的な傾向を減少させることを目的とするのであれば、行動を変容させるよう設計された介入も必要となる。低リスクの者よりも、中程度及び高度のリスクを有するの方が、電子監視により適しているというエビデンスもある⁽¹⁶⁾。犯罪行動に対処する多くのプロベーションやそこでのプログラムがそう設計されているのとは異なり、所在を監視するテクノロジーでは、それ自体として [対象者の] 態度や行動を変容させることはできない。一部のエビデンスでは次のことが示唆されている。すなわち、電子

(15) Padgett K, Bale W. and Blomberg T. (2006) "Under Surveillance: an empirical test of the effectiveness and implications of electronic monitoring" in *Criminology and Public Policy*, 5 (1) pp.61-92.

(16) Renzema M. and Mayo-Wilson E. (2005), "Can electronic monitoring reduce crime for moderate to hi-risk offenders?" in *Journal of Experimental Criminology*, 1(2) pp.215-237; Renzema M. (2012), "Evaluation Research on Electronic Monitoring", in Neil M., Beyens K. and Kaminski D. (eds.) *Electronic Monitored Punishment: international and critical perspectives*, Routledge, London.

監視の装置を身につけることには「恥付け効果」があるけれども、これは、そのみでは長期的な変容をもたらすには不十分であるということである。[社会への]再統合と立ち直りが達成すべき[目的]とされるのであれば、電子監視は、法違反者の個別的な状況に応じてこれを達成することができる措置（薬物治療、アルコール治療、アンガーマネジメント、職業訓練、就職やシェルターの斡旋等）⁽¹⁷⁾と併せて利用されなければならない。電子監視を単に、[社会への]再統合の要素を含むいくつかの要素によって構成される言渡し刑の「制裁的な部分」とみなすことは理想的ではないが、一部の法域では電子監視はそのようなものと理解されており、そのことは社会内での監督を正当なものとし、そうでなければより厳しい方法で獲得される[これに対する]公衆の理解を得ることに寄与している。犯罪を行うことが認識されている特定の時間帯に対象者を自宅に拘禁することで、電子監視がそれ自体として[社会への]再統合を支援するよう調整されているのであれば、より良い。少ないサンプル数ではあるけれども、カナダの研究では、電子監視を課されてすぐの時期において、電子監視が、そうでなければ社会復帰プログラムを完了することができなかつたであろう者の生活を安定させ、彼らがそれによる利益を得ることに寄与したことが示されている。⁽¹⁸⁾

規則 9

電子監視の場合には、少なくともテクノロジーの製造や時にはすべてのサービスの提供（監視装置の調整、監視センターの運営）に関して、その他の形態の社会内監督の場合よりもはるかに民間の商業組織が関与する。通常それらは競争的入札のプロセスを経て、常に国家機関との契約によってなされる。もっとも、[契約の相手方は]必ずしも中央政府ではない。誰が刑事制裁又は措置の執行を委託されているか、そして契約がどのように締結されているかにかかわらず、法違反者の権利と

(17) Wennerberg I. (2012). "High level of support and high-level of control: an efficient Swedish model of electronic monitoring?" in Neils M., and Beyens D. and Kaminski D. (eds.) *Electronically Monitored Punishment; International and Critical Perspectives*. Routledge, London.

(18) Bonta J., Rooney J. and Wallace-Capretta S. (1999), *Electronic Monitoring in Canada*, Public Works and Government Services, Canada.

自由の保護、そして社会の安全についての全体の責任は、公的機関が負うということが理解されなければならない（欧州プロベーションルーズ規則 9 及び欧州刑事施設規則規則71を参照。）。このことは、民主的な説明責任、大衆に対するサービスの質、そして人権の尊重についての究極的な責任の問題である。それがいかなる理由によろうとも、商業組織が提供するよう契約しているサービス[の提供]を怠った場合、公的機関はその状況を是正するための行動をとらなければならない。

規則10

[電子監視の] 実施にかかる透明性と、拘禁の代替としての電子監視と社会内制裁又は措置の一部としての電子監視の両方の利用 [状況] を明確に把握することができる、制裁に関する正確な統計及び司法統計が定期的に刊行されることは、[電子監視の] 効果的な運営にとって必要不可欠である。また、装置及びサービスの両方に関して、電子監視の費用（及び費用対効果）についての透明性を確保することも重要である。これは、費用対効果について他の制裁措置との根拠のある比較を行い、もしそれがあある場合には、電子監視がどの程度の費用削減をもたらしたのかを解明するためである。会計及び介入の質についての監査が、この透明性 [の確保] を達成するためには必要となる。競争の入札の結果としてしばしば主張される企業秘密は、透明性を欠かせることの正当化根拠としてみなされてはならない。公衆には法律によって規定された方法によって、かかるすべての情報にアクセスする権利がある。

規則11

被疑者・被告人又は法違反者が電子監視の費用の支払いを要求される場合、法律によって一日当たりの上限が設定されなければならない。[その場合、] 法違反者の支払い能力については、所得制限が設けられなければならない、また家計状況及び費用負担が家計に対して与える影響に関連付けられなければならない。また、[対象者が] 全体として支払う額には、絶対的な上限が設けられなければならない。これは、長期間電子監視を課される者の [支払い] 責任に上限を画するためである。電子監視の費用を支払えないことを、当該被疑者・被告人又は法違反者に対して電

子監視を課す機会を否定する理由としてみなしてはならない。貧困状態にある被疑者・被告人又は法違反者が電子監視による恩恵を得られることを可能とするスキームが設定されなければならない。

理由づけに加えて、理解してもらい、受け入れてもらうために、費用の支払いについては公衆及び法違反者自身にとって透明性が確保されなければならない。例えばスウェーデンでは、電子監視を伴う集中監督スキームの中で一日当たり5ユーロの支払いを〔対象者に〕要求しているが、これは電子監視の装置又はサービスにかかる費用を部分的に補完するためのものではない。そのお金は犯罪被害者補償スキームに帰属する。これによって〔スウェーデンでは〕、電子監視は、犯罪被害者を支援する制裁としてこれに対する公衆からの正当性を勝ち取り、またそれを維持している⁽¹⁹⁾。

規則12

電子監視システムはその性質上、特にGPSシステム〔を利用する〕場合には、他の形式の社会内監督の場合よりも、大量の電子化された情報を生じさせる。したがって、次のことを決定するための法的及び専門的な選択がなされる必要がある。すなわち、(テクノロジーの製造者を含む)どの機関が、どの情報を、どのような形式で、また日々の監視を行う目的のためにどの情報が用いられ、そして例外的な状況ではどの〔情報が〕用いられうるのか。法違反者の氏名、住所、そして犯罪行為に関するデータは、一連の番号に暗号化されることができる。そのようにして、監視センターのオペレーター職員に監視対象となっている人物のアイデンティティを知らせないようにすることができる。もっとも、彼らは対象者の動静に関する正確な情報を把握しており、それらを回覧することができるけれども。〔他方で、〕刑事司法機関は法違反者と対面して業務を行う際に、解読可能な形式でこの情報を利用することができる。しかしながら、法違反者の動静に関するすべての情報が利用

(19) Wennerberg I, Marklund F. and Nimeus O. (2005), *Electronic Tagging in Sweden*, Brå, Stockholm; Wennerberg I. and Holmberg S. (2007) *Extended use of Electronic Tagging in Sweden: the offenders' and victims' views*, Brå, Stockholm

可能な状態にされなければならないというわけではないことを、法律において定めることができる。例えば、プロベーションに関する職員がリアルタイムで、または事後的に把握する必要があるのは、法違反者のすべての位置情報というよりも、むしろ「対象者が」立入禁止区域に入った「かどうか」ということに関する情報でなければならない。しかしながら、「対象者の」位置情報はコンピューターに保存されており、警察は、新たに発生した犯罪行為の現場に「電子監視の対象として」追跡されている法違反者がいたかどうかを確認する手段として、またその者を捜査対象とするあるいは捜査対象から外すための手段として、そのようなデータを利用することができる。警察がそのような情報にアクセスできる状況及びその場合の全体の手続については、法律によって明確にされなければならない。また、被疑者・被告人又は法違反者の動静に関する情報の記録がどのくらいの期間で破棄されるかについては、法律によって厳格に明確にされなければならない。

規則13

この規則は欧州プロベーションルーズ規則10及び欧州刑事施設規則規則 8 と同様の趣旨である。また、規則33及び38についても参照のこと。電子監視の場合、データを様々な用途で利用することができ、かつそれに簡単にアクセスできることに鑑みて、職員もデータ保護に関する規則とプライバシーを尊重するよう訓練を受ける必要があるということを強調することは重要である。なぜなら、その規則に違反することは、関係者の権利と自由を侵害となる可能性があるからである。

規則14

この規則は欧州プロベーションルーズ規則15及び欧州刑事施設規則規則 9 の内容を反映している。電子監視の執行を担う機関に対して、定期的に政府が調査を行い、独立した監督を行うことが重要である。これらの機関に関する報告書が公開され利用可能な状態にされることが不可欠である。場合によっては、調査は内部で、つまり電子監視を管轄する省庁によって行われてもよい。別の場合には、調査が別の政府組織（例えば検査局）によって引き受けられることもありえるが、これによって、認可を受けた非政府組織が完全に独立して電子監視を行う可能性を排除しては

ならない。これは人権〔保護〕の観点からと同様に、健全な財政〔を維持し〕、職業上のベストプラクティス〔を積み重ねていく〕という両方の理由からも重要である。

IV. 刑事手続の各段階における電子監視の条件

規則15

ほとんどの法域では、社会内制裁又は措置が科されることについて、被疑者・被告人又は法違反者の正式な同意を要求している。これには電子監視が用いられる場合も含まれている。一部の法域では条件を遵守させるために抑止的な制裁が設けられている。社会内で行われる介入プログラムのそれぞれについて、別のルールを設けている法域もある。例えばイングランド及びウェールズでは、社会内制裁の一部として電子監視が課される場合には正式な同意は要求されていないが、電子監視を伴う早期釈放の要件を満たす短期被収容者には同意が要求されている（実際にはすべての者が〔電子監視を伴う早期釈放に〕同意したり、あるいは任意でこれに付されているわけではなく、刑事施設に留まることを望む者もいる。）。多くの国家では、被疑者・被告人又は法違反者が〔社会内制裁又は措置の〕実施において協力的であることは、当該措置の成功にとっての重要な要素であると考えられている。法違反者が社会内での監督について同意していることについて、裁判所とプロベーション機関は伝統的にこれを、〔対象者が〕監督の条件を受け入れていることを予め示すサインであり、また将来〔対象者が〕遵守事項を守るであろうことを示す指標として理解してきた。かかるサインや指標は電子監視についても重要である。しかし〔電子監視の場合は〕これに加えて、法違反者や被疑者・被告人が監視を可能にする規則を遵守することに同意し、電子監視の賦課に協力的でないかぎり、テクノロジーが遵守事項を遵守させるよう作用しないという素朴な実務的な理解がある。対象者が外出禁止命令又は在宅拘禁の期間中、自宅内に留まる意思がないことを最初から表明している場合、対象者に対してタグを装着するために労力（職員の時間、移動時間）を割くことには、たとえ対象者がタグの装着に同意していたとしても、ほとんど価値がない。GPSを利用する場合、対象者は装置のバッテリーを充電するために自宅に戻り、自宅内に留まることを要求される。バッテリーがなければ装置

が機能しないからである。このことは、監視対象となっている者に対して、一定程度の積極的な協力を要求している。[このようなことは、] より簡潔なRF型電子監視の場合には要求されない。装置の充電は毎日要求されるものであるが、装置のバッテリーの性質が向上するにつれて（そしてバッテリーの持ち時間が長くなるにつれて）、かかる要求の頻度は低下しうる。電子監視のこのような側面に着目して、このテクノロジーを製造する一部の会社は、[電子監視を]「対象者次第のもの」と呼んでいる。

規則16

電子監視は公判前の段階で決まり事のように用いられる必要があると推定してはならない。有罪判決の言渡しを受けておらず、厳密には無罪である多くの被疑者・被告人は、侵害的で統制的な形式の監視なしで、公判を延期して地域（自宅や場合によっては特別にデザインされた宿泊施設）に釈放されることがありえるため、[電子監視による] ネットワイドニングを避けることが重要である。[監視が] 必要な場合であっても、特定の期間と時間に、警察署に報告を行うという方法によって監視がなされうる者もいる。夜間に対象者が要求された通り在宅しているかどうかを確認するために、警察官が抜き打ちで自宅を訪問するという警察による外出禁止命令によって監視されうる者もいる。一部の法域では、被疑者・被告人が有罪判決を言渡されているかどうかにかかわらず、純粹に人道主義の観点から公判前の段階にある被疑者・被告人に対して社会内でソーシャルワークの支援が提供されている。これは、人生のつらい時期にある被疑者・被告人やその家族が抱える明らかなニーズを満たすためである。一部の法域では電子監視は、特に地理的に遠隔地に居住している被疑者・被告人の場合には、警察による監視よりも費用対効果が高く、より少ない労力 [で用いることができる]、外出禁止命令又は在宅拘禁の手段であるとみなされている。同様に、電子監視は単に、警察による監視と実質的に同じものであり、両者は併存しうるものであると考えられている場合もある。どのようにして公判前の段階にある被疑者・被告人に対する監視を行うかを決定するとしても、特に電子監視 [の利用] が検討されている場合には、当該措置の執行は、それが予防しようとしているリスク（逃亡、再犯、司法妨害又は公共の秩序を脅かすおそれ）

に比例していなければならない。かかるリスクを予防するための手段として、より侵害的でなく、よりソーシャルインクルージョン [を促進する] ものがある場合、又は個別の事案においてかかるリスクが認識されない場合には、電子監視は公判前の段階で用いられてはならない。

規則17

通常、公判前の段階で電子監視が導入される理由は、身柄拘束が要求される犯罪行為 [を行った者] や重大で明らかなるリスクを有する被疑者・被告人に対する、コストのかかる未決拘禁の利用を減少させるためであり、したがって、そうでなければ [未決拘禁を伴う] 事案になっていたであろう場合よりも、より多くの被疑者・被告人を社会内に留めることを可能とすること [を企図して公判前の段階において電子監視が導入される]。多くの被疑者・被告人が未決拘禁を回避し、公判を延期した状態で家族の下に留まることができる機会を得ることを好意的に捉える一方で、拘禁刑を言い渡されることが見込まれる者にとっては、電子監視を伴って [社会内で] 過ごした期間が言い渡された拘禁刑から差し引かれなければならないのであれば、公判前の段階における電子監視を受け入れる動因は強くない。この理由から、未決拘禁を受けることを望む被疑者・被告人もいる。電子監視は、被疑者・被告人の自由を完全に禁じるものではないけれども、被疑者・被告人の自由を制限するものであるということが認識されなければならない。形式や執行 [方法] によっては、電子監視はこの措置に付された者に対してかなり厳しい要求をしたり、抑圧的なものとなる。そのため、一部の法域では、電子監視は拘禁刑の執行形態として理解されており、電子監視の下で過ごした期間は、全体の拘禁期間（拘禁されるはずであった期間）から差し引かれる。一部の法域では、公判前の段階での電子監視の期間が、最終的に刑事施設で過ごすべきとされた期間からどの程度差し引かれるか、あるいはそうでなければどの程度考慮されるのかは、電子監視の下で過ごす期間と拘禁された状態で過ごす期間との間の等価性についての合意された感覚、そして個別の事案における執行方法による。算定の手続と手法は、法律によって明確にされなければならない。

規則18

電子監視テクノロジーの特定の構造は、(DVやストーカー、あるいは性的暴行のような)特定の犯罪の被害者を原則として(被害者保護のスキームの枠組みにおいて)次のような形で保護することができる。すなわち、持ち運びのできるアラームを被害者に与え、タグを装着された法違反者が設定された近接半径内に侵入した場合に、被害者と警察に同時にそのことを知らせるという形である。公判前の段階でRF型電子監視を用いたこの手法に関する実験がアメリカにおいて行われ、限定的な効果しかない⁽²⁰⁾と結論づけられた。そのため、すでに欧州(スペイン、ポルトガル、スウェーデンでももうじき[導入される])で発達しているものも含め、かかるスキームは将来的に、すべてGPSを用いたものになりそうである。被害者が在宅している場合及び移動している場合のいずれにおいても[電子監視対象者に対する]追跡は、被害者を保護するために利用することができるが、特定の法域でどのようなシステムが選択されようとも、その性質(立入禁止区域の規模、アラーム装置の範囲、警察が駆けつける早さ等)や、限度、そして制限が前もって被害者に示され、そして説明されなければならない。これにより、被害者はこの方法によって被害者[自身]や時には子どもが保護されることのメリットとリスクを評価することができ、[これを提供する機関は]その措置に対する被害者のインフォームドコンセントを得ることができる。また、被害者を効果的に保護するためには、関係者間で合意された手順[を設定すること]が要求される。これは、被疑者・被告人ないし加害者に対して、そうでなければ被害者が現在居住しているとは知らないはずの区域から立ち去るよう警告することで、意図せずして被害者の所在を被疑者・被告人ないし加害者に知られてしまわないようにするためである。アメリカ[の研究]からは、次のような最新のエビデンスが示されている⁽²⁰⁾。すなわち、DV被害者の女性は、当初の不安度にかかわらず、公判前の段階で彼女らを保護するため[に構築され、]よく運営されたGPSを用いたスキームから利益を得ているというエビデンスである。電子監視がDV被害者の支援あるいは保護のための唯一の又は最善の方法

(20) Erez E., Ibarra P. R. and Lurie N. A. (2004) "Electronic Monitoring of Domestic Violence Cases- A Study of Two Bilateral Programs", *Federal Probation* 68(1); Erez E., Peter R., Ibarra P. R., Bales W. D. and Gur O. M. (2012) "GPS Monitoring Technologies and Domestic Violence: An Evaluation Study", Department of Justice, Washington.

であると理解されてはならない。加害者と被害者を引き離し、攻撃的な行動を抑制するためのこの文脈でも用いられなければならない手段は他にも存在している。

規則19

GPSを利用する際に法違反者に対して立入禁止区域が設定される場合、倫理上の考慮を行うことは当然である。社会内で監督を受ける法違反者については、(社会から隔離され拘禁されている者とは異なり)彼らには市民として公共空間を利用する権利があるという推定がなされなければならない。実際、彼らは司法機関や刑の執行機関から、法を順守し、通常の社会生活を毎日送るとの信頼を得ており、このことは彼らが[社会に]再統合し、立ち直るのを促進することと不可分なものである。とはいえ、特定の場所を一時的に立入禁止とすることは、犯罪の減少と被害者保護の手段として有益である場合がある。いつも交通が混雑している都市部では、警察は次のように主張しうる。すなわち、特定の被害者を保護するための手段としては、数キロメートル四方の広い立入禁止区域だけが適切である。なぜなら、法違反者又は被疑者・被告人が立入禁止区域に近づいたという警報が鳴った場合に、警察が被害者の場所、そして/又は法違反者の最新の居場所に駆けつけるのに十分な時間が必要となるからである。これはたしかにその通りかもしれないが、都市空間や施設の大きさ、そして法違反者が大事な友人や親類への接触を禁じられることとなる可能性を考慮すれば、ほとんど望ましいものとはいえない。子どもに対する性犯罪行為によって有罪判決を受けた法違反者の場合、当該法違反者が訪れる可能性がある街のあらゆる学校や公園の周辺に立入禁止区域を設定することが(現時点では、厳密にはコストの観点から)妥当かどうか検討されなければならない。適切に行われたリスクアセスメント[結果]に加えて、誘惑を我慢し、再犯をしないでおくことに何が役立つのかという点についての法違反者自身の見解も考慮されうる。

また、電子監視の期間と立入禁止区域の範囲は、法律によって上限が定められた状態で検討されなければならない。一部の国家では、立入禁止区域の範囲と同様に期間も裁判所によって決定され、電子監視を執行している機関からの提言に基づい

て再検討されることがある。ロシアでは、裁判所が、どの矯正施設が電子監視を採用しているかという点を踏まえて、それぞれの事案に応じて立入禁止区域を設定しつつ、自由制限と一定の禁止事項等の量刑を言渡す。[電子監視の] 期間と立入禁止区域は、電子監視を担っている矯正施設からの申出に基づいて、裁判所によって変更されうる。どのような法体系を採用していたとしても、立入禁止区域 [を設定する際] には、被害者と公益を適切に考慮しつつ、立入禁止区域への段階的な侵入を認めるかどうかを検討されなければならない。これは、立入禁止区域 [が設定されるという] 原則を法違反者が遵守することを動機づけるため、[立入禁止区域の設定という] この決定の苦痛と不便さを緩和するため、そして、監視期間が終わりに近づくにつれ、法違反者が、自分が信頼できる存在であるということを示すこと [を可能にする] ためである。立入禁止の条件を遵守している法違反者が、仕事に行くため（あるいは実際に立入を禁止されていないエリアから別の場所に行くために）、それを侵害する意図なく、車や公共交通機関で立入禁止区域を横切らなければならない場合、彼らは前もって電話でその旨を「電子監視を管轄する」機関に伝えなければならない。そうすれば、保護対象とされている被害者に誤報が届けられるのを避けることができ、警察が無駄に人員を動員させるのを避けることができる。

規則20

禁制品の利用に対する遠隔の電子監視では、現在は専らアルコールに焦点が当てられているけれども、近い将来、規制薬物も対象に含まれる可能性がある。このことは、[ここでの焦点が] 社会内での単なる居場所の監視から（そうすることで対象者に対する統制をよりよく果たすことができるけれども）、特にアルコール関係の事案に対する飲酒の禁止というこの文脈では、直接的な行動監視へと推移していることを示している。[アルコールや規制薬物の利用を] このように禁止することは、一部の法域では長い間、例えば尿検査といった電子的でない他の手段によって行われてきた。飲酒 [の状況] を監視するための手段として電子監視を採用するかどうか、そして [採用するのであれば] いつ利用するのか、在宅拘禁又は動静監視の [いずれの] 文脈で [利用するの] か、あるいは独立した措置として利用するの

かを決定する際には、法違反者が課される負担や監督を行う職員の尊厳に関する問題が鋭く生じる。アルコールの摂取量に関するデータを監視センターが一定期間ダウンロードすること、又は一定期間プロベーション機関に対して尿のサンプルを提出させることのどちらがより [対象者への] 侵害が大きいのだろうか。[この点に関しては、] 法違反者と職員の見解や好みを適切に考慮することができ、そうすることで、尿検査は、電子監視と比較すればより侵害的で尊厳を害するものであるということが理屈付けられる可能性がある。また、次のような場合もありえる。すなわち、その狙いが断酒なのか、あるいは飲酒量の減少（ほどほどの飲酒 [に抑えること]）なのかにかかわらず、法違反者が、自身が関与しているより広い処遇プログラムの一部として、自身の飲酒 [状況] が継続して監視されていることについて治療的で教育的な価値を見出すという場合である。立ち直りを果たそうとしている法違反者の一部にとって、足首に [電子監視の装置を] 装着することは、飲酒をしない状態を維持するための有益な動機付けになる可能性があり、このようにして、[電子監視は] しばしば電子監視に関する議論で持ち出される倫理上の懸念を伴わないかたちで社会復帰のためのプログラムに統合されることが可能となる。

規則21

電子監視を、法違反者の自宅に「拘禁スペース」を作り出すための手段としてではなく、一定の間隔で特定の時間に特定の場所にいることを要求し（例えばプロベーション機関のオフィス、雇用センター、ボランティアセンター）、必要があれば法違反者又は被疑者・被告人が有給の仕事や処遇プログラム、または教育プログラムに従事する余地を残す、制限的な性質を有する社会内でのすべての監督形態と同様のものととらえることが望ましい。このことは、法違反者に対して心理的な恩恵をもたらす。[なぜなら、そうでなければ] 彼らを数週間または数カ月間毎日24時間、自宅で受動的に拘禁を受けること以外にも要求しない状態で拘禁しても、彼らに対して責任ある行動を行うよう動機づけることが（おそらく設備の整った刑事施設に拘禁する場合よりも）ほとんどない [からである]。しかしながら、より重要なのは、少なくとも一日のうちの数時間、法違反者に対して自宅から離れることを認めることが、電子監視対象者と同居している他の者たちに対する

レッシャーを軽減するということである。そうでなければ、プレッシャーや軋轢が生じた場合に自宅を離れる負担は常に（無実の）後者が負うことになる。なぜなら、法違反者はそうすることが許されないからである。イングランド及びウェールズでは、量刑及び早期釈放の両方の段階で、電子監視を伴う外出禁止命令は、最初から一日12時間を上限として行われており（もうじき16時間に上方修正される）、法違反者は、外出禁止の時間帯における（医療上の緊急事態や親族の葬儀等のための）「外出許可」の可能性と併せて、「自由時間」も有している。他の国家では、例えばポルトガルの公判前のスキームやスウェーデンの電子監視を伴う集中監督（Intensive Supervision with Electronic Monitoring, ISEM）では、より長時間の拘禁が要求されており、「外出許可」のみが許容される。ISEMは定期的な仕事（又は訓練及び教育）と社会復帰に向けた特定の活動への毎週の参加を要求するという特徴を有している。そして、それ以外の時間は、法違反者は外出禁止となり、電子監視に付される。一部の法域では、裁量的な「外出許可」を伴う毎日の長期間の拘禁を基礎としてはじめて、量刑機関が電子監視を伴う措置及び制裁〔の賦課〕を真剣に検討する。しかしながら、〔問題の〕本質は残ったままであり、電子監視が純粋に長期間の拘禁を行うために利用されればされるほど、そこでの拘禁はより〔社会への〕再統合をもたらすものではなくなり、また、法違反者と同居している第三者にとって、たとえ彼らが法違反者を刑事施設外に留めるためにそれを我慢することを進んで選択した場合であっても、〔家族が電子監視に付されるという〕その経験はより困難なものとなり、より多くのことが求められるものとなる。

規則22

本規則では、〔刑事施設に〕収容されている法違反者に対する電子監視の利用方法を例示列挙している。段階的な釈放プログラムの文脈においてかかる措置を講じることのメリットは二点ある。第一に、かかる措置は、そうでなければ公衆が懐疑的になり、それを維持あるいは実践することが困難となる一時的な釈放スキームに対して一定の安心感や正当性を付与する。第二に、かかる措置は、そうでなければ認められないであろう高リスクの被収容者に対して、一時的な釈放を認めることを可能としうる。カタロニアでは、（通常被収容者の寝床となっているだけの、彼ら

が「開放刑事施設」と呼ぶ施設からの) 日常的な外部通勤のスキームにおいて、被収容者が一夜以上自宅に留まることを援助するために、電子監視が利用されている。スウェーデンでは、四つの開放刑事施設において、釈放前の被収容者のための緩和体制を促進するために電子監視が利用されており、最近、身柄拘束を伴うケアに付されている重大な若年法違反者を対象とする、GPSを利用した別の一時的な釈放スキームが開始されている。

規則23

これは明白に、拘禁の利用を減らすための電子監視の利用方法である。つまり、[電子監視は、] 自らの刑期を刑事施設で過ごすよう刑を言い渡された法違反者に対して、条件付で、同等あるいはそれに比例した期間、社会内で[監視を受けることを] 認める[ことを可能とする]。スウェーデンのISEMは6カ月を上限としており、この[ような運用の] 実行可能なひとつの例である。

規則24

本規則は、言い渡された刑期よりも早期に刑事施設から釈放されるすべての法違反者に対して電子監視を利用することを奨励することを意図しているわけではない。なぜなら、彼らの多くは監視を必要としないからである。ただし、一部の被収容者(特に長期間閉鎖刑事施設に収容されていた者)にとっては、彼らが刑事施設から社会に急速に移行することを期待するよりも、刑事施設からの釈放に関して段階的なプロセスを経る方がメリットがあることが実証されている。釈放から間もない時期は再犯のリスクが高く、[遵守事項に] 違反した場合に[刑事施設に] 呼び戻される可能性を伴う電子監視は[対象者に対する] 統制を維持するための手段となりうるが、同時に、[対象者に対する統制を] 減少させる[手段ともなりうる]。多くの国家では、早期釈放は行刑機関の裁量によって行われている。そこでは、[早期釈放は] 被収容者に対して[施設内の規則を] 遵守するよう動機づけるために用いられており、[被収容者は] 善行を保持することで[早期釈放が] 認められ得る。そして、(RF型又はGPSを用いた) 電子監視下での監督期間は、これを奨励する手段となりうる。また、電子監視によって[対象者に] 一定程度の負担を課すこと

は、早期釈放が社会の安全にとって損害をもたらさない形で許可されうるということ、公衆に対して改めて保障する〔ことにもつながりうる〕。イングランド及びウェールズでは、長年に渡って、短期被収容者に対する135日間を上限とする電子監視を伴う早期釈放のスキームが利用されてきたが、そこでは、電子監視を伴う早期釈放が、同様の犯罪行為を行い、早期釈放されなかった法違反者と比較して、再犯リスクを高めることはないという確信が得られている。被収容者が電子監視を課されているかどうかにかかわらず、被収容者の釈放プロセスを段階づけることよりも、上昇する刑事施設人口に対する総体としての圧力を緩和することをより意図していることに、早期釈放の本質がある。ただし、これら二つの目的は相反するもの〔として捉えられる〕必要はない。かかる早期釈放のスキームがもたらす財政削減〔の効果〕はかなりのものであり、⁽²¹⁾これら〔の効果〕は財政削減を達成するために電子監視を利用する動機として作用しうる。

規則25

刑期を終える段階に至ってもなお危険であると考えられる重大な性非行を行った者や暴力的な法違反者に晒されるリスクを理由として、多くの法域では、新たな形態の予防拘禁や社会内での保護的コントロールが構築されている。電子監視の様々な執行形態も、これらの考慮〔に基づく施策〕の一部となっており、電子監視を伴う外出禁止命令はそれらに関連して利用されている。例えば、スコットランドでは〔電子監視を伴う外出禁止は〕、釈放後の性犯罪防止命令（Sexual Offences Prevention Orders, SOPO）におけるいくつかの条件のひとつとして〔利用されている〕。欧州人権裁判所がドイツにおける性犯罪を行った法違反者に対する継続した予防拘禁を違法と判断した結果、2011年1月1日から、重大な性犯罪を行った法違反者及び暴力的な法違反者の場合、〔ドイツでは〕連邦政府によってGPSを用いた電子監視が利用されてきた（遡及効も認められている）。かかる法違反者〔に対する取扱い〕は、難しい倫理的な問題を不可避免的に生じさせている。ドイツでは、

(21) イングランド及びウェールズでは、電子監視を伴う早期釈放によって、年間3100万ユーロの経費を抑えることができたとの公的に推定されている。National Audit Office (2006) The Electronic Monitoring of Adult Offenders, The Stationery Office, Londonを参照。

GPSを用いた電子監視に対する対象者の同意を要求しておらず、また追跡することによって収集された全てのデータが、2カ月間を上限として、他の事件の捜査に利用するために警察に提供されることがある。そして、かかるデータは2カ月が経過してはじめて削除される。公衆の保護に対する正当な懸念については理解することができる一方で、これらの措置が法違反者及びその家族に与える影響は依然として重大である。

V. 倫理上の問題

規則26

刑事手続のいかなる段階においても電子監視の適用に関して差別的な取扱いをしてはならないという一般的な推定（規則7参照）[がある]にもかかわらず、年齢又は障害、そして精神状態を理由として、より個別事情に即したアプローチが正当化される場合がありえる。オランダで最初にGPSを用いた電子監視に付されたのは、性犯罪行為によって有罪判決を言渡された83歳の者であった。その際、事案の重大性や評価されたりリスクの程度に鑑みれば、拘禁刑が正当化されたけれども、裁判官はこれに対して消極的であった。電子監視が字面通りに刑事施設〔収容〕の代替策として適切であるように思っても、電子監視はすべての高齢者又は精神障害を有する者に適用可能なツールであるというわけではない可能性がある。法違反者又は被疑者・被告人に対して刑事施設〔収容〕も電子監視も適切でない場合、他の代替策が検討されなければならない。少年に対する電子監視に関しては、既存の研究では再犯に対する電子監視の影響についてははっきりしていないが、若年者を刑事施設外の安全な居住環境に留め続けることの重要性という観点からすれば、欧州諸国の一部がそうしているように、ただ年齢を理由として彼らに対する電子監視の利用を除外することは賢明とはいえないように思える。電子監視が純粹に制裁的な手法によって用いられる必要はなく、成人の場合と同様に、〔少年の場合でも〕電子監視は〔社会への〕再統合と促進する援助的な介入と併せて利用することができ、そうすることで、〔電子監視は〕若年者を施設外の家族の下に留まらせ続けるのに有用なものとなりうる。両親の中にはこれを望む者もある。スウェーデンではかつて少年に対する電子監視の利用が反対されたが、近年、重大犯罪によって有罪判決

を受けた若年法違反者に対して、彼らが身体拘束を伴うケアから一時的な外泊が可能となる段階に移行する際に、GPSを用いた電子監視の利用が開始されている。

規則27

メディアや、時には技術者から定期的に次のようなことが提案されている。すなわち、位置情報を把握する機能に加えて、例えば法違反者が立入禁止区域に近づいた場合に、彼らにテザー銃のような電気ショックを与えることで動けなくすることができれば、電子監視をより強化することができる。遠隔で放電することができる電子監視の装置に強力なバッテリーを利用することで、そうすることは技術的には実現可能であるが、そのような装置は、一度南アフリカで検討されたものの、世界のどこでも利用されてきていない。[電子監視の]かかる利用方法は身体的損害を生じさせ、欧州人権規約が禁ずる非人道的な取扱い又は刑罰に該当する。

同様に、着脱可能な装置ではなく、皮下にチップを埋め込むことで法違反者の居場所の監視をより効果的に行うことができるということが時に提案される。人体の内部にチップを埋め込むこともまた実現可能ではあるが、必ずしも必要ではないし、専ら位置情報を把握する目的[で皮下にチップを埋め込む]ならば、司法的介入というよりもむしろ医学的介入として行う方がメリットがあるであろう（例えば認知症に苦しむ患者に適用するなど）。一般論として、[チップを]埋め込むことによる危険性は、欧州委員会諮問委員会科学・新技術における倫理グループによってすでに検討されている。⁽²²⁾現在、チップは追跡装置として[利用可能な]範囲が限定されており、小さな着脱可能な装置よりも有益であることが明らかでないし、また[そのことが]説得的に示されてもいない。潜在的に有害なこれらの形式の電子監視は、着脱可能な装置でもたらされない身体的統一性への侵害を伴うものであり、主観的には拘禁刑よりも望ましいものであるという理由に基づく対象者の同意

(22) European Group on Ethics and Science in New Technologies (2005), "Ethical Aspects of ICT Implants in Human Body", Opinion No.20 presented European Commission; Nellis M. (2013) "Implant technology and the electronic monitoring of offenders; old and new questions about compliance, control and legitimacy", in Crawford A. and Hucklesby A. (editors), *Legitimacy and Compliance in Criminal Justice*, Routledge, Abingdon.

によっても正当化されることはできず、禁じられなければならない。

規則28

電子監視のテクノロジーは、すべての現代的なデジタルテクノロジーと同様に、製造者が不可欠なものとして簡単に売り込む「アップグレード」の影響を受けやすい。また、[そのような「アップグレード」は、電子監視を]「現代的なもの」にしたがる政府機関によって求められることもある。[その対象が] インフラ（例えば携帯通信ネットワーク）であるか、あるいはハードウェア（例えばGPSチップセット）やソフトウェア（例えばデータ処理プロセスや暗号化技術）であるかにかかわらず、電子監視テクノロジーにおける技術革新は、刑事司法機関が利用可能なサービスの質とコスト、また法違反者や被疑者・被告人及びその家族の経験を大きく改善させる。しかし、電子監視における新たな技術上の変更が実際に何をもたらすのかということ、全面的に、そして前もって確かめるよう配慮がなされなければならない。[新たな技術の中には] 有益なものもあれば、そうでないものもあるかもしれない。電子監視における技術的進歩は、必ずしも社会的あるいは倫理的な改善を意味するものではない可能性があり、それ自体として追求されるべきではない。

VI. データ保護

規則29

データ保護に関する詳細で拘束力のある国際基準はいくつもある。例えば、最初のものは個人情報の自動処理に関する個人の保護のための欧州評議会規約（ETS No. 108）である。加えて、欧州人権規約第8条第1段は、次のように規定している。すなわち、「全ての者は、その私的及び家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。」。欧州人権裁判所は関連する判例法の中で、特に公的機関がそれに干渉する権利を有している範囲で [のみ]、これらの各権利の行使について制限を定めた。

電子監視を含む現代技術の発展は、法違反者の私的及び家族生活に対する侵害や、大量の個人情報を収集し、保存し、処理し、そして共有することをますます可

能とする。社会生活の他の全ての領域においてそうであるように、刑事司法の領域において、関与する個人の権利を保護する特別な原則と基準の安定した枠組みを構築することが不可欠である。

規則30

プロベーション機関、刑事施設、そして特に警察は、刑事司法手続の枠組内で収集・保存された大量の情報にアクセスする。彼らにかかるデータの利用が認められており、またそれを利用することができる。したがって、一方でかかる機関の強制力をもった広範な業務〔内容〕と、私的及び家族生活を尊重される個人の権利を侵害する個人情報に関する高レベルな責任を反映させた厳格な規則が導入されなければならない。これらの規則は、〔個人情報〕を収集する正当な目的を明確にするものでなければならず、かかるデータの自動処理、保存、共有ならびに一定期間経過後の削除に関する手続を定めるものでなければならない。

また、本勧告が、国境を越えた電子監視の利用について取り扱うものでないことは強調されなければならないが、同時に、テクノロジーの急速な発展に伴い、電子監視に付された被疑者・被告人及び法違反者を国境を越えて追跡すること、そして国境を越えた警察や司法機関の協働の枠組みにおいて情報やデータを共有することが可能であるということに留意しておかなければならない。

規則31

規則31は、規則がデータの収集、保存、そして共有について規定するために必要とされているだけでなく、かかる規則に対する故意又は過失による違反に対する効果的な制裁や措置が必要であるという事実注目する。不遵守に対する制裁や措置を規定しない基準や禁止事項が、効率的又は効果的に尊重されることはない。

規則32

民間企業が電子監視下にある人物の監視を担っている法域では、公的機関に対する場合と同様に、違法な又は過失によるデータの収集、利用又は共有に対する効果

的な制裁や措置を規定する必要がある。

また、一部の法域では、電子監視のテクノロジーの提供又は法違反者の監視に関与する民間企業が、データを刑事司法機関に知らせないことが必要である場合があり、[これが]法的に許容されうることが強調されなければならない。例えば、一部のシステムでは、プロベーション機関が、GPSによって追跡されている法違反者についての全体的な位置情報の詳細を [知ることは] 認められていない場合があり、[彼らがアクセスできるのは] 対象者が立入禁止区域に侵入したかどうか [についての情報] だけである。しかし、これらのデータは法的に定められた期間維持されることができ、またそうされなければならない、そうすることで、権能を有する機関が要求に基づいてこれらのデータにアクセスすることができる。例えば、警察は電子監視の対象となっている者が関与している可能性がある [事案の] 捜査に関して [かかる要求を行う]。民間企業が、犯罪行為の予防又はこれに対する制裁の賦課、もしくは被害者保護のために必要とされうるデータを [しかるべき相手方に] 知らせないことを防止するという点に関しても、制裁が規定される必要がある場合がある。

Ⅶ. 職員

規則33

本規則は、刑事施設及びプロベーション機関の職員に適用される欧州評議会の関連する全ての基準が、電子監視を伴う制裁及び措置の執行を担う職員にも適用されなければならないことを改めて指摘するものである。

規則34

一部の国家では、電子監視の執行を担う職員は、多くの場合、(特に公判前の段階においては) 被疑者・被告人及び法違反者と長期間に渡って接触することはないと推察される。彼らの業務は、[電子監視の] 装置を装着・操作し、コンピューターの画面を監視し、そしてデータを収集・処理することにより関連したものであると考えられる。このことは、職員が民間企業に雇用されている場合には特に当てはま

る。プロベーション機関又は刑事施設が電子監視の〔執行に関する〕責任を負う法域においてさえ、専門職員と、単に装置を装着し画面を監視する（資格を有しない）補助職員との間には、〔組織〕内部で業務上の区別がなされている場合がある。民間かあるいは法的に定められた組織であるかにかかわらず、これらのタイプの職員は、被疑者・被告人、法違反者、その家族、そして第三者に思いやりを持って対応することができるようになる訓練を受ける必要がある。彼らは、電子監視に付された者たちの個別的な状況における違いを理解し、認識するための訓練、そして（より高齢の専門的な同僚と協力して）〔組織〕内部での困難や〔対象者の遵守事項に対する〕不遵守が生じた場合にバランスの取れた決定を行う訓練を受ける必要がある。電子監視と援助的サービス及び〔社会への〕再統合に向けたサービスの両方を受けている個別の法違反者に対する責任が、民間組織と公的組織に区分されている場合、両陣営の職員が互いに協働するよう訓練されなければならない。

規則35

思いやりをもって、かつ建設的に法違反者に接する能力が、犯罪被害者〔への対応〕にも必然的に持ち込まれると考えてはならず、犯罪被害者のニーズや不安を理解する能力を養うための職員向けの特別な訓練が提供されなければならない。用いられている監視テクノロジーのコミュニケーション上の性質や能力、そして限界が特に強調されなければならない。

規則36

電子監視はその性質上、多くの面で自動化されており、特に在宅しているかどうか、（GPSを用いた電子監視の場合）公共空間における継続した位置情報、そして立入禁止区域に侵入したかどうかが正確に記録され、また信号が失われた場合や充電が切れそうになった場合にはテキストで指示が送られる。また、違反があった場合の即座の対応は、警告文書やテキスト、あるいは電話〔でこれを行う場合〕に関しては、自動化された〔システム〕又は、人間によるもののどちらでもよい。自動化されたシステムは、権能を有する機関と法違反者との間のやり取りにおける人的要素を取り除くことで、中立性及び一貫性〔を確保することができる〕という利点

を有している可能性がある一方で、それに付随して、人間性を欠くという危険がある。人間によるコミュニケーションと自動化された[システム]によるコミュニケーションのバランスには常に注意が払われなければならない、できる限り、法違反者を機械で監視することや、立ち直りや法を遵守する生活に向けた援助となる専門家の人的なアプローチから彼らを分離することが奨励されたり、あるいは[法違反者に]主観的にそのように感じさせることがあってはならない。

規則37

本規則は、可能な限り高水準の専門性を確保するために、十分な、そして定期的な訓練を職員に施すことの重要性も強調している。[電子監視の]装置の装着、メンテナンス、そして修理に関する技術的な訓練は必要不可欠であるが、技術面での能力以上に、[電子]監視に携わる職員は、現場[で従事している職員]か監視センターの職員かにかかわらず、被疑者・被告人ないし法違反者、そしてその家族に対して、電子監視のそれぞれの執行形態が要求していること、要求される時間管理のパターン、違反があった場合の手続、そして外出許可に関する手順といった制度の性質について説明できるようになる必要がある。同時に、[電子監視に携わる職員は]監視されることの見通し又はその影響に対して不安を感じていたり、あるいは怒りを感じている可能性がある人々に、思いやりをもって、かつ建設的に対処することができるようになる必要がある。

規則38

この分野のテクノロジーは急速に変化するため、電子監視の装置を調達する職員の知識と能力を、定期的にアップデートすることが重要である。[社会への]再統合と立ち直りを援助するのに最も適したテクノロジーを見つけることが重要である。アップグレードは明らかな場合もあれば、そうでない場合もある。新たな技術上の発展が、被疑者・被告人ないし法違反者の私生活（及び彼らの犯罪傾向）、その家族、そして第三者に与える特定の影響は、潜在的に有害な効果という観点から定期的にアセスメントされる必要がある。

Ⅷ. 市民との協力、調査及び評価

規則39

電子監視テクノロジーは急速に発展しているため、その利用に必要な支援を得るには、定期的に公衆の意見をアップデートすることが重要である。刑罰的介入の正当性が認められるか否かは、一般市民が、公的にアクセス可能な情報と信頼できるメディアの報道に基づき、被疑者・被告人及び法違反者に対応するために用いられる幅広い制裁及び措置について、合理的に情報に基づいた理解をしている[かどうか]に依存することがある。社会内監視についての誤解はよくある。典型的には、拘禁刑との比較において社会内監視の価値が過小評価されるか、あるいは社会内監視が有する法違反者に対する統制能力が誇張されるかのいずれかであるが、一部のエビデンスは次のようなことを示唆している。すなわち、措置及び制裁が特定の個人に対してどのように適用されるかということについて一般市民が適切に情報を得ている場合、彼らは司法機関が意思決定を行う際に、より協力的となり、より建設的な批判を行うことができるようになるということである。電子監視の様々な執行形態については、大げさな主張がなされることがあり、またなされてきた。それらは時に、電子監視によって達成することができること、できたこと、あるいは達成すべきことについての過度な期待につながり、そしてそのことは純粋な人的監視の価値を低下させている。大々的に報道された一握りの失敗（通常は監視下における重大な再犯）に関連して、電子監視への期待が打ち碎かれることは、電子監視への公衆の信頼を不当に欠如させることにつながり、量刑機関や行政機関が電子監視を建設的に利用することをより避けるようにする可能性がある。同時に、電子監視は、社会内監視の他の形式がもたらさないレベルで、監視とプライバシーに関する重要な問題を生じさせている。そして、それらが公然と議論されていることが重要である。電子監視の導入が公然と議論を引き起こした国家もあるが、それほどでもない国家もある。[これらの違いは] 刑事司法とケアに関するメディア報道のそれぞれの伝統と、特に、政府機関がメディアで電子監視を表現する際にどのような方法によっているかについての注目[の度合い]の両方を反映している。例えばオランダのプロベーション機関が、GPSを用いた電子監視を導入する際にメディア戦略を不可欠なものと考えた一方で、スウェーデンでは、犯罪被害者が電子監視を許容可能

で正当な制裁であるとみなすことを確実にするために、「電子監視を導入するまでに」いくつかのステップが設けられた。

規則40

欧州において早くに電子監視を採用した国家は、自国のパイロットプログラムの評価を行う傾向にあった。そこでは、一定の状況下にある一定の法違反者を対象として、電子監視を適度に利用すること、そして電子監視は拘禁施設の利用及び「その運営にかかる」費用を減少させることに大きく寄与はしないだろうという仮説を正当化するのに十分な結果が示された。⁽²³⁾ 刑罰に関する新たな取組の効果に対する評価は、いつも基本的には肯定的なものである。新たな取組は、特定の目標を達成する合理的の見込のない法違反者（又は被害者）に対して気まぐれに適用されないはずだからである。（いかなる理由であれ）介入プログラムが誤解され、そしてその目的に疑問が提起されないのであれば、その手法に関する評価は、刑罰「制度を改善するためになされる」努力「の方向性」を再調整することに対して何の役にも立たないものとなるであろう。そして、電子監視は実証的な観点からというよりも、むしろよりイデオロギーの観点から批判され、また評価を行う研究のみでは正当化できない尺度に基づいて「その在り方が」追求されてきた。⁽²⁴⁾ 欧州では電子監視が導入されはじめた当初から、幅広いプロセス指向の評価研究が様々な国家で不規則に、そして方法論を変化させ、複雑化しつつ、行われてきた。しかし、実務は依然として、多様な国の文化や政策を「電子監視の運用に」反映している。アメリカでの研究結果をも踏まえれば、電子監視には、対象者がそれに付されている期間中は、犯罪を抑制する効果があるという一定のコンセンサスがある。しかし、電子監視と社会内サービスの長期的な影響に関する対照実験を行ったスイスの研究では、電子監視群の方が再犯が大きく減少したことが示されているものの、電子監視に、（プロベーションについて言われているような）態度や行動を長期的に変化させる効果が

(23) Mortimer E. and May C. (1997), "Electronic Monitoring in Practice: the second year of the trials of the curfew orders", *Home Office Research Study 177*, Home Office, London; Wennerberg I., Marklund F. and Nimeus O. (2005), *idem*.

(24) Mair G. (2005), "Electronic Monitoring in England and Wales: evidence-based or not?", in *Criminal Justice Vol. 5*, pp.257-277.

あるということを示すエビデンスはない。⁽²⁵⁾ [他方で、] 被疑者・被告人、法違反者、そしてその家族が、電子監視を伴う在宅拘禁を負担と感じており、場合によっては拘禁される方がより望ましい [とする者もある] という明確なエビデンスは存在している。⁽²⁶⁾ また、独立した [処分としての] 電子監視を伴う外出禁止命令でさえ、一部の法違反者に対しては立ち直りを深く考えるきっかけとして作用するという一定のエビデンスが示されているが、⁽²⁷⁾ それがそのような効果を有している限りでは、その電子監視の対象者が犯罪をやめるとい意思決定を維持するよう支援すべく、法違反者に対して専門的な援助を提供するという形で、電子監視に予算を割くことが望ましいように思える。電子監視を他の援助的措置と結びつける最善の方法についての明確なコンセンサスは存在していない。ただし、スウェーデン及びドイツのヘッセン州におけるプログラムはこの点に関するグッドプラクティスのモデルを提供しているように思える。⁽²⁸⁾ 電子監視を伴う措置及び制裁の適切な期間については、明確な見解は存在していない。在宅拘禁の期間を長期化することは、[これに対する] 協力を次第に難しくするのだろうか。これは埋め合わせ [が可能なもの] なのだろうか。[つまり、] 犯罪者の「自由時間」を認めつつ、外出禁止命令下での日常的な制限 [を追加するという形] で期間を延長することは可能なのだろうか。欧州における電子監視に関する研究が順に並べられ、まとめて評価されることを可能とする中心的なアクセスポイントはまだ存在していないが、キャンベル・コンソーシアムによる世界中の電子監視に関する研究のメタ評価は、現状の知見に決定的な見解をもたらすだろう。⁽²⁹⁾

(25) Killias M., Gillieron G., Kissling I. and Villetaz P. (2010), "Community service versus electronic monitoring - what works better? Results of a randomized trial", *British Journal of Criminology* 50, 1155-1170.

(26) Vanhaelemeesch D. and Vander Beken T. (2012), "Electronic Monitoring: convicts' experiences in Belgium" in *Social Conflicts, Citizens and Policing*, Government of Security Research Paper Series (GoFS), Series 6, Antwerp.

(27) Hucklesby A. (2008), "Vehicles of desistance? The impact of electronic monitored curfew orders", *Criminology and Criminal Justice* 8, 51-71; Hucklesby A. (2009), "Understanding offender's compliance: A case study of electronic monitored curfew orders", *Journal of Law and Society* 36(2), pp.48-71, Cardiff Law School, Cardiff.

(28) Haverkamp R. (2002), *Elektronisch überwachter Hausarrestvollzug: Ein Zukunftsmodell für den Anstaltsvollzug? Eine rechtsvergleichende, empirische Studie unter besonderer Berücksichtigung der Rechtslage in Schweden*, Max Planck Institute, Freiburg.

付録 I

電子監視の種類

それぞれの電子監視テクノロジーは、法違反者の監視について、それぞれ異なる実務上及び倫理上の示唆を有する。例えば、衛星追跡は、実際単一のシステムではない。衛星追跡は潜在的な能力や利用方法、そして並べ換え [方] が豊富であり、それらの一部は他のものよりも倫理的な許容性が低いとみなされることもある。また、データ保護に関する問題は現代的な電子監視テクノロジーの利用に関しても生じうる。新たなテクノロジーが現れ続け、そして絶え間なく発展している。[そのため、] 倫理上引き起こされるであろう結果が、できる限り前もって検討されなければならない。

RF型電子監視 (Radio Frequency)

電子監視は足首の装置 (あるいはタグ) の装着を必然的に伴う。[この装置は] 法違反者の自宅に設置された送受信機が拾う信号 [を発信する]。送受信機の範囲内に留まっている限り、固定電話又は携帯電話のシステムのいずれかを經由して、対象者が在宅していることが監視センターに記録される。RF型電子監視のテクノロジーは、在宅拘禁又は夜間の外出禁止命令の監視に利用することができる。ほとんどのストラップが光ファイバーを用いた強化プラスチックでできており、この繊維が切れると [装置が] 作動しなくなる。また、ストラップは革とスチールバンドでできていることもあり、これらは強力なボルトカッターでのみ切断することができ、装着された者が取り外すことはかなり難しい。手首に装着するタグは、健康上の配慮から要求される場合に、足首に装着するタグに代えて利用することができる。世界的には、RF型電子監視のテクノロジーは電子監視の「第一世代」と理解されてきたものであり、現在でももっとも一般的な形式である。そのテクノロジーはパフォーマンスや安定性、そして使いやすさを向上させるために継続的にアップ

(29) キャンベル・コンソーシアムは様々な刑罰措置に関する研究のメタ評価を行っており、一般に、[その] 効果についての最高水準の知見を理解する上で、もっとも優れた基準を設定するものとして知られている。電子監視のメタ評価については、(<http://www.campbellcollaboration.org/lib/project/56>) を参照。

グレードされてきた。しかしながら、国際的には、専門家間ないし企業間で議論がなされ始め、次のようなことが主張されるようになった。すなわち、この「第一世代」のテクノロジーは〔その機能を他の方法によって〕補完されなければならず、おそらく、より多用途の「第二世代」テクノロジー（衛星追跡）にとって代わられるだろう。過去5年に、少なくとも2つの国家が「第一世代」のテクノロジーを一度も利用することなく、「第二世代」のテクノロジーを採用した。

衛星追跡

衛星追跡は、携帯電話の位置情報テクノロジーと組み合わせて、屋外か屋内かを問わず、地球上にいる人物の位置と動静を監視する。もっとも、地下の場合はこの限りでない。衛星追跡の場合、足首に装置（ベルトにコンピューターを装着する場合もある）を装着する必要がある。〔この装置によって、〕軌道上の衛星（現在はアメリカのGPS）や携帯電話塔から信号を受信し、三角測量を行うことが可能となり、そして携帯電話システムを通して、法違反者の位置情報を監視センターに送信ないしアップロードすることができる。衛星追跡は「リアルタイムで」これを行うことができるため、法違反者の居場所は瞬時に、又は事後的に監視センターに知られることになる。法違反者の動静に関する記録は、数時間後に集積（そして分析）される。現時点での監視と遡及的な監視の両方を組み合わせているシステムもあれば、法違反者に対して指示を行うためのテキストを送信する機能を予め備えたシステムもある。衛星追跡に付されている者は、自らが装着又は持ち運ぶ装置に電力を供給するバッテリーを充電するために、数時間費やすよう要求される。〔バッテリーと本体が〕一体型となっているタグの場合、かつて対象者は充電のためにプラグの側に留まっておくことを求められたが、〔現在では〕少しの距離なら離れていても充電可能なテクノロジーが誕生している。〔衛星〕追跡のテクノロジーは、在宅拘禁の監視（小さな「立入許可区域」の設定）、対象者の全ての動静の追跡、そして法違反者が立入を禁じられる立入禁止区域（犯罪を行った場所、被害者宅の近隣）の設定に用いられることができる。また、衛星追跡のテクノロジーは、被害者保護のスキームの一部としても用いられる場合がある。この場合、被害者は法違反者が自身に接近していることを警告する装置を持ち運ぶよう求められる。一部の衛星追

跡システムでは、犯罪が発生した場所を示す地図ソフトウェアと組み合わせることで、[監視の対象となっている] 法違反者が、犯罪が発生した現場の近くにいたかどうかを確認することが可能となっている。この [ような運用] は、[衛星追跡が] 法違反者にとっては自身が犯罪から立ち直っていることを示す具体的な手段となる場合があるということを示しており、データは彼らの嫌疑を晴らすよう法的手続の中で利用される。衛星追跡の費用は着実に低下しており、これにより [衛星追跡の利用は] 刑罰機関及び司法機関にとって、以前よりもより魅力的なものとなっている。アメリカのもの以外の衛星システムを利用することが可能となれば、法違反者の追跡は将来より適切なものとなる可能性があり、地球上 [にある人や物] の追跡を行う、[アメリカのGPSと] 競合 [関係にある] システムが、同様の目的でカスタマイズされることもありえる。

音声認証

音声認証は、有罪判決の時点で記録された [対象者] 個人の独自の生体声紋を利用する電子監視の形式である。監視センターが法違反者に電話を掛けるたびに、通話者の声が、コンピューターに保存されている声紋と照合されると同時に、法違反者が利用している電話の位置情報が記録される。音声認証は単一の地点に対象者がいることを監視するため、あるいは、例えば社会奉仕活動を行う場所や職業センター等のいくつかの特定の地点間における対象者の追跡に用いることができる。この手法は、着脱可能な装置を利用しないため、烙印を押されるリスクがなく、プロフィールとしてのタグを利用する必要がない。この理由から、一部の専門家は、音声認証は少年や若年法違反者に対する電子監視の [手法として] より許容されやすいものであると主張している。

遠隔アルコールモニタリング

遠隔アルコールモニタリングには二つの形式がある。ひとつは、RF型電子監視、特に法違反者の自宅に設置された送受信機に呼気検査器をつなげるものである。法違反者はランダムに監視センターからの電話を受け、呼気検査を行うよう求められる。その結果は固定電話の回線を通じてすぐに送信される。呼気検査器を利用して

いる法違反者は、音声認証、写真、あるいは（生体）顔認証テクノロジーのいずれかによって識別される。

二つ目の遠隔アルコールモニタリングの形式は、可動性のものであり、法違反者に単一の場所に留まることを要求しない。この場合、法違反者は足首に装置を装着する必要がある。この装置が、法違反者の体内にあるアルコールを「経皮的に」、つまり皮膚を通じて検知し、携帯電話システムを通じて監視センターにデータをアップロードする。遠隔アルコールモニタリングは、アルコール関連の犯罪を行った法違反者に対して、裁判所が監視期間中の飲酒を禁じる場合又は法違反者が飲酒量を減らすことができるよう監督者に要求する場合に、利用することができる。遠隔アルコールモニタリングは自分で飲酒量を制御することに役立つため、このテクノロジーを高く評価する法違反者も存在する。

キオスク端末

キオスク端末は、電子監視のひとつの形式であり、プロベーション機関のオフィスに導入されるものである。これは、表向きにはプロベーションオフィサーが大量の事案を管理するのに役立つよう設計されており、また、特に低リスクの法違反者に対して、監督の過程のいくつかの時点に焦点を当てるものである。もっとも、（現時点では）監督の過程全般に渡って利用されているわけではない。法違反者は、プロベーション機関のオフィスに近況報告を行う際、プロベーションオフィサーと実際に面会する代わりにキオスク端末のコンピューター（ATM機器に似ている）とやり取りを行うよう要求される。その機械が近況に関する一定の質問に答えるよう彼らに要求し、場合によってはプロベーションオフィサーからの指示を伝える。法違反者は、自らが対象者本人であることを機械に示し、指紋認証、あるいは声紋認証によって、報告を行っているのが他者ではなく対象者本人であることが認証される。

以上より、現在では様々な監視テクノロジーが電子監視の中で組み合わせられていることが明らかである。例えば、生体認証と位置情報の監視などである。これらが

倫理上法違反者に対してもたらずであろう結果については検討する予定であるけれども、生体認証一般についてのコメントは、完全なものとはならないであろう。

電子監視に関与する商業組織に関する付言

電子監視の運用に関与する民間会社には、基本的に2種類ある。第一に、テクノロジー製造者である（ハードウェア及びソフトウェア [のいずれも含む] 装置の製造者、その導入について公的機関の職員を指導する者、技術面での支援を行う者、そして監視センターを管理する者）。第二に、全般に渡ってサービスを提供するプロバイダーである（現場及び監視センターで働く職員を雇用する者、装置を設置する者、監視センターを管理する者、そして場合によっては、電子監視以外の監視に付されていない法違反者について、遵守事項違反に関する技術的証拠を提供することで、[監視の] 取消の法的側面に関与する者）。すべての国家が、電子監視の提供者と国内の通信会社との間で、（例えば、固定電話の回線や携帯電話のネットワークへのアクセスに関して）一定の協定を結ぶことを要求している。一部の国家では、これらの会社自身が、テクノロジーの製造者から装置を購入又はレンタルし、国家機関と協働しながら、監視サービスを行うよう契約している場合もある。電子監視を効果的に実施 [することができるかどうか] は、技術的な質と既存の通信インフラの運営効率に依存しており、またそれに拘束されると理解されている。サービス全般に渡って関与する巨大な国際企業の一部が、独自にテクノロジーを製造している場合もある。これらの巨大企業が、より広範な保安及び監視活動（警備員 [の配置] や監視カメラの管理）や、民間刑事施設及び警察機関への事務管理機能の提供、そして、宿泊場所や社会奉仕活動の提供といった、これまで法律上プロベーション機関の業務と理解されてきた幅広い業務に関与する場合もある。テクノロジーの製造者とサービスのプロバイダーの両方が、遠隔のケアや遠隔の健康分野での電子監視の提供に関与することもありえる（高齢者や認知症を有する者の居場所と「生きている兆候」の監視）。電子監視における研究と技術面での発展は、健康分野と刑事司法の分野で重なり合うのである。

[謝辞]

本研究はJSPS科研費（19J00060、19H01422、20H01433）の助成を受けたものである。